

第 3 次 広 野 町 男 女 共 同 参 画 プ ラ ン

令和 5 年 3 月

広 野 町

～ 目 次 ～

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	4
3 計画の期間	4
4 広野町を取り巻く現状	5
5 男女共同参画に関する町民の意識	13

第2章 計画の基本的な考え方

1 町の将来像と基本理念	33
2 基本目標	34
3 計画の体系	38
4 第3次プランにおける重点施策	39

第3章 施策の内容

基本目標Ⅰ 男女が自分らしく活躍できる“環境づくり”	41
基本目標Ⅱ 男女が安心して暮らせる“体制づくり”	47
基本目標Ⅲ 男女共同参画を推進する“人づくり”	53
基本目標Ⅳ 男女共同参画の“基盤づくり”	59
展開する施策の成果目標	65

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制	67
2 関係機関との連携強化	68
3 プランの進行管理	68

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

私たちが互いに人権を尊重し、あらゆる分野において性別や世代にとらわれず、対等な立場でその個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現は、社会全体で取り組むべき課題です。そのなかにおいて、男女共同参画に関する理解は深まりつつあるものの、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みが根強く残り、政策・方針決定過程への女性の参画や男性の家庭生活への参画が十分でないなど、女性の社会進出が進むなかで、解決すべき課題が山積しています。

国においては、平成11年に「男女共同参画社会基本法」、平成27年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）が制定されています。平成30年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、令和元年には「女性活躍推進法」の改正が行われるなど、法律や制度面の整備が進められています。

国際社会に目を向けると、平成27年に国連で採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる「持続可能な開発目標」（SDGs）において、政治、経済、公共分野のあらゆるレベルの意思決定において、女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられています。

また、男女共同参画の推進状況を世界経済フォーラム（通称：ダボス会議）が毎年公表している「ジェンダー・ギャップ指標（経済、政治、教育、健康の4分野の女性の地位分析）」では、2022年において、日本の総合スコアは0.650、順位は146か国中116位（前年は156か国中120位）と低い位置にあります。

令和2年（2020年）春以降、全世界的に新型コロナウイルスの感染が拡大しました。その影響による外出自粛や休業といった社会状況下において、雇用・所得環境が悪化したことによる生活困窮、ストレスや生活不安によるハラスメントやドメスティック・バイオレンス（DV）などの被害が深刻化するなど、生命と生活が脅かされています。

こうした現状を踏まえ、広野町が抱える課題や重点的に取り組むべき施策の方向を明らかにし、男女共同参画社会を形成してするための施策を継続して推進するために「第3次広野町男女共同参画プラン」を策定するものです。

SDGsと17の開発目標

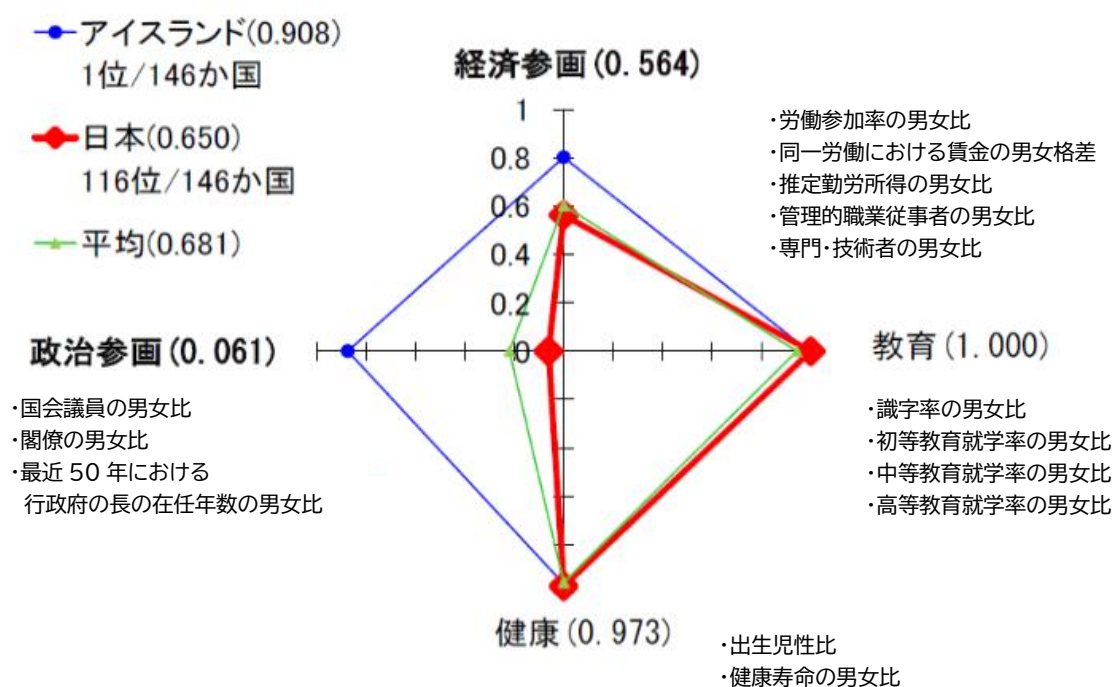
持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015年9月に開かれた国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール、169のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを掲げています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センターホームページ

ジェンダー・ギャップ指数（GGI）



(備考) ・世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」より作成
・分野別の順位: 経済(121位)、教育(1位)、健康(63位)、政治(139位)

ジェンダー・ギャップとは、男女の違いにより生じる格差のことです。ジェンダー・ギャップ指数は、「世界経済フォーラム」が毎年、教育、経済、健康、政治の4分野の指標を用いて評価しています。

指数は「0」が完全不平等、「1」が完全平等を意味しています。

順位	国名	値
1	アイスランド	0.908
2	フィンランド	0.860
3	ノルウェー	0.845
4	ニュージーランド	0.841
5	スウェーデン	0.822
10	ドイツ	0.801
15	フランス	0.791
22	英国	0.780
25	カナダ	0.772
27	アメリカ	0.769
63	イタリア	0.720
79	タイ	0.709
83	ベトナム	0.705
92	インドネシア	0.697
99	韓国	0.689
102	中国	0.682
115	ブルキナファソ	0.659
116	日本	0.650
117	モルディブ	0.648

出典：内閣府男女共同参画局 女性活躍・男女共同参画の現状と課題

2 計画の性格

「男女共同参画プラン」とは、男女共同参画社会の実現に向けて、町の具体的な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。

▶ 男女共同参画社会とは…

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

【男女共同参画社会基本法】

男女共同参画基本法のもと、地域が一丸となって、男女が互いに人権を尊重し、あらゆる分野において積極的にまちづくりに参画できる社会となることが望めます。

広野町では、平成16年2月に「広野町男女共同参画プラン」、平成29年に「第2次広野町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してきました。この度、計画期間が終了したことから、必要な部分の見直しを図り、「第3次広野町男女共同参画プラン」として改定しました。

本計画の推進にあたっては、持続可能な開発目標（SDGs）の視点を踏まえ、ジェンダー平等を基調とした男女共同参画社会の実現を目指すとともに、常に社会情勢の変化や環境の変化に柔軟に対応していくものとします。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和5年度を初年度とし、令和9年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。

令和5年度から令和9年度までの 5年間

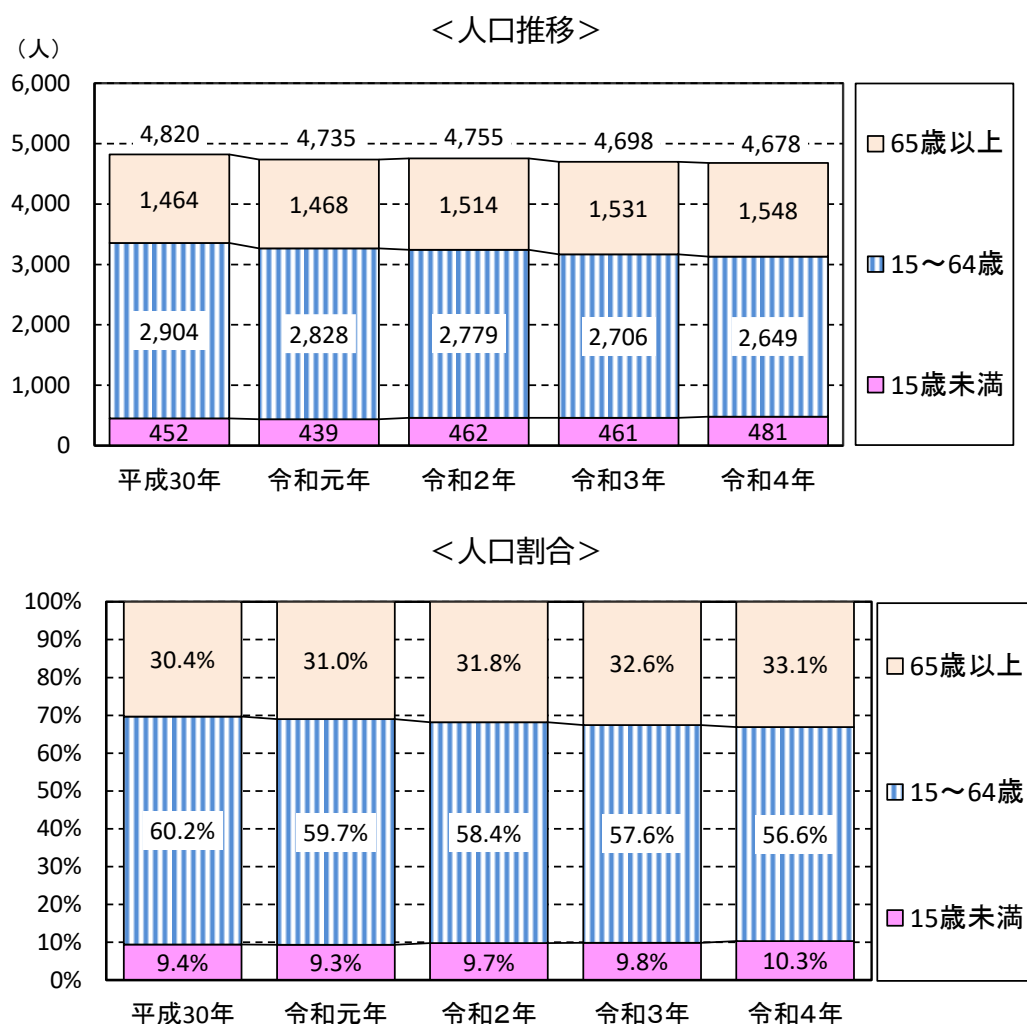
4 広野町を取り巻く現状

(1) 人口推移

広野町の人口は、減少傾向となっています。

年齢3区分別人口では、15～64歳の生産年齢人口は減少傾向で推移し、65歳以上の高齢者人口は増加傾向で推移しています。また、15歳未満の年少人口は、令和元年以降増加傾向となっています。

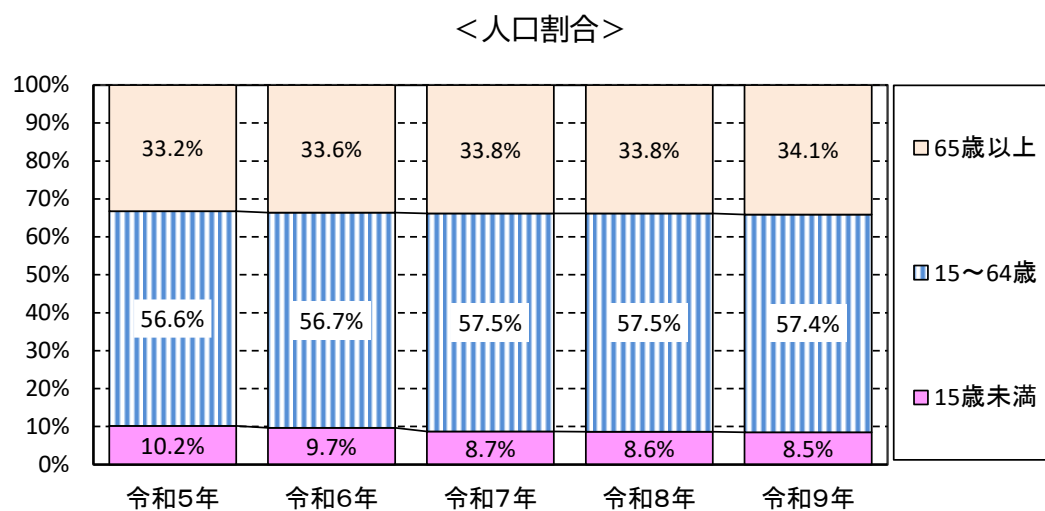
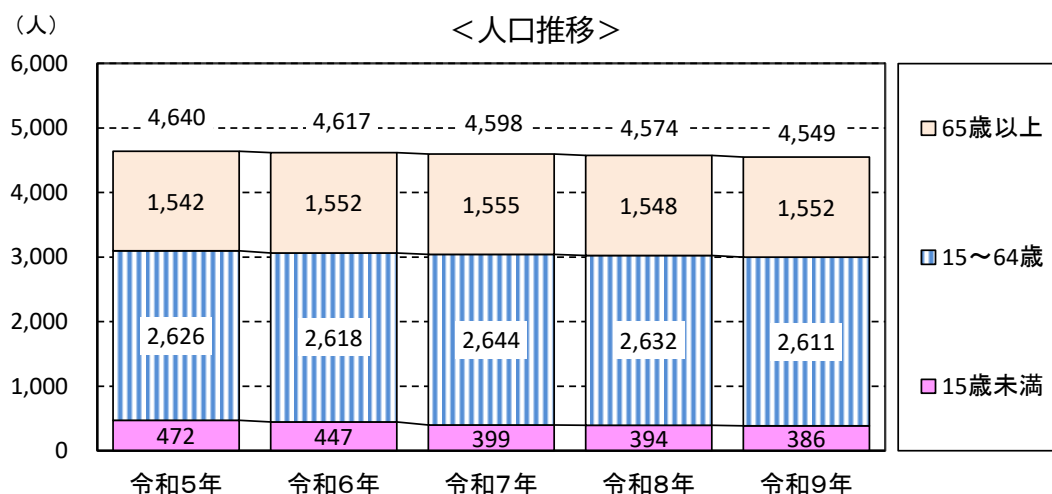
人口割合では、生産年齢(15歳以上 65歳未満)が微増であるのに対して、高齢者人口(65歳以上)の割合は増加し、さらに年少人口(15歳未満)の割合が年を追うごとに減少していることから、高齢化が進んでいることがわかります。



資料:住民基本台帳(各年3月31日時点)

(2)人口推計

広野町の将来推計人口をコーホート変化率法により推計したところ、総人口は減少傾向にあり、令和9年には4,549人になることが見込まれています。また、年齢3区分別人口では、年少人口、生産年齢人口は減少、高齢者人口は増加傾向で推移し、高齢化率が34.1%になると予測されています。

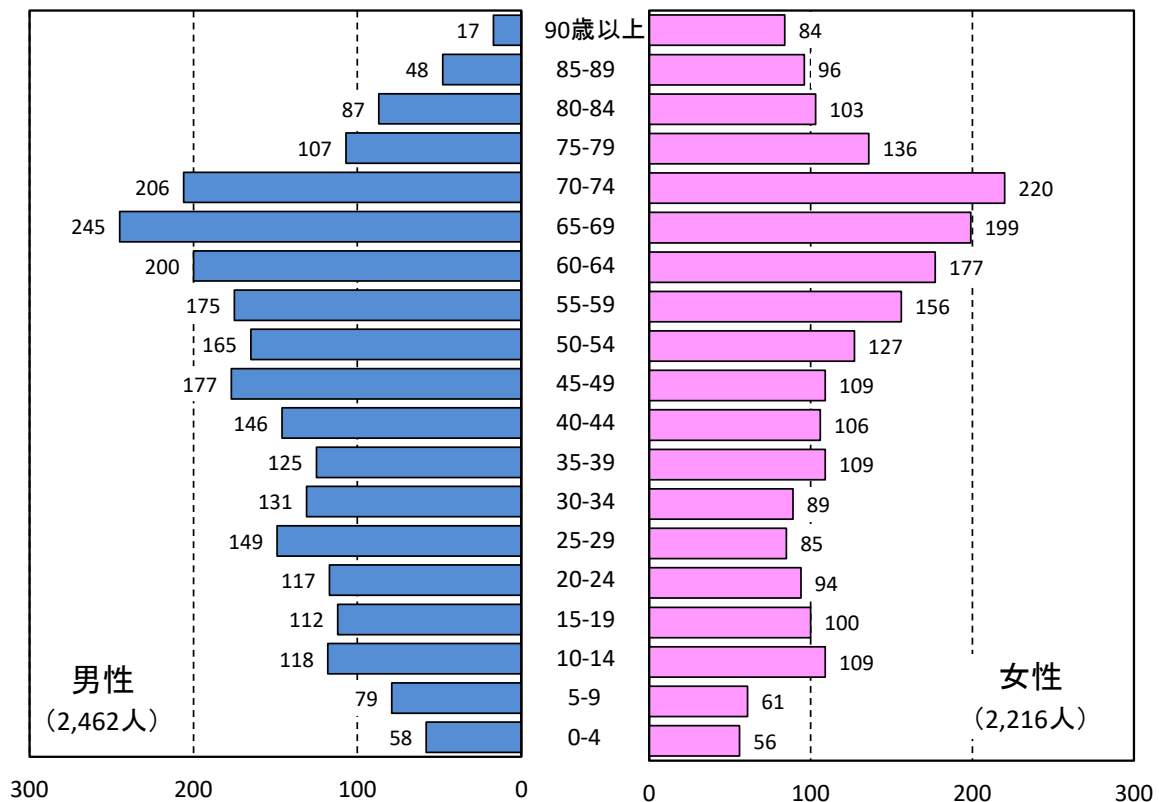


資料：住民基本台帳に基づくコーホート変化率法による推計

(3)年齢階層別人口

令和4年3月末日現在の人口ピラミッドをみると、男性は「65-69 歳」、女性は「70-74 歳」が最も多くなっています。ピラミッドの下部の年少人口（14 歳以下）をみると、人数の割合は少なくなっています。将来的な人口減少が予測される人口構成となっています。

<年齢階層別人口>



資料:住民基本台帳(各年3月31日時点)

(4)世帯の状況

一般世帯数は増加傾向で推移し、令和2年では2,881世帯となっています。

また、その内訳では、核家族世帯、非親族世帯、単独世帯が増加傾向となっています。1世帯当たりの人員は減少傾向で推移し、令和2年では1.8人となっています。

高齢者のいる世帯の状況は増加しており、令和2年では、高齢単身世帯は320世帯、高齢夫婦世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯)は251世帯、三世帯世帯は418世帯となっています。

母子・父子世帯の状況は、常に母子世帯が父子世帯を大きく上回っています。

令和2年では、母子世帯は18世帯、父子世帯は1世帯となっています。

<世帯の状況>

	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	1,807世帯	2,430世帯	2,881世帯
親族世帯数	1,375世帯	870世帯	1,104世帯
核家族世帯数	981世帯	697世帯	897世帯
親族世帯に占める割合	71.3%	80.1%	81.2%
その他の親族世帯数	394世帯	173世帯	207世帯
親族世帯に占める割合	28.7%	19.9%	18.8%
非親族世帯数	3世帯	5世帯	7世帯
単独世帯数	429世帯	1,555世帯	1,770世帯
世帯人員	5,194人	4,120人	5,051人

資料：国勢調査

※一般世帯：住居と生計を共にしている人の集まりや単身者で持ち家や借家等の住宅に住む世帯、下宿や会社の独身寮に住む単身者や住宅以外に住む世帯

※核家族世帯：夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯、男親と子どもから成る世帯、女親と子どもから成る世帯

※その他の親族のみの世帯：核家族世帯以外の二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみから成る世帯

※非親族世帯：二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯

※単独世帯：世帯人員が一人の世帯

<母子・父子世帯の状況>

	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
母子世帯数	28 世帯	13 世帯	18 世帯
父子世帯数	5 世帯	4 世帯	1 世帯

資料：国勢調査

<高齢者のいる世帯の状況>

	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
65 歳以上高齢者のいる世帯数	835 世帯	698 世帯	989 世帯
夫婦のみの世帯 (高齢者のいる世帯に占める割合)	173 世帯 (20.7%)	218 世帯 (31.2%)	251 世帯 (25.3%)
単独世帯 (高齢者のいる世帯に占める割合)	165 世帯 (19.8%)	185 世帯 (26.5%)	320 世帯 (32.3%)
三世代世帯 (高齢者のいる世帯に占める割合)	250 世帯 (29.9%)	88 世帯 (12.6%)	158 世帯 (16.0%)

資料：国勢調査

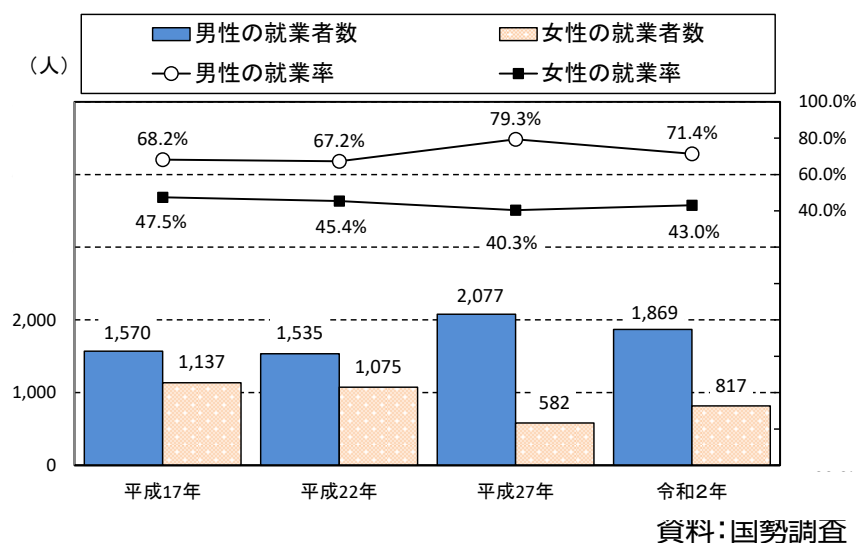
(5) 就労状況

男女別就業状況は、平成17年以降、男性の就業者数は増加傾向、女性の就業者数は減少傾向で推移しています。

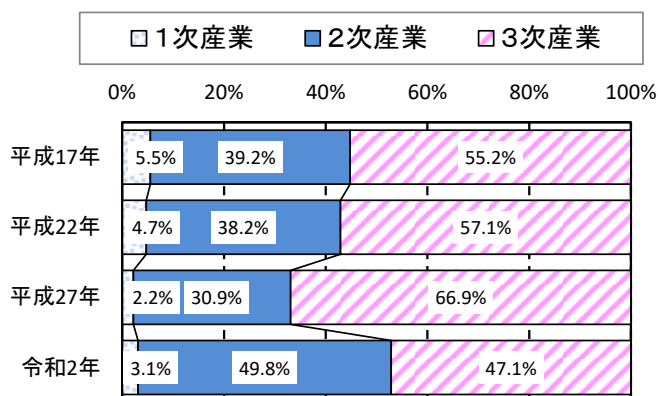
就業率は、令和2年には男性は71.4%、女性は43.0%となっています。

就業者の産業分類は、男女ともに流通やサービスといった第3次産業の従事者が多く、特に女性の就業者については令和2年には78.6%と7割以上が第3次産業となっています。

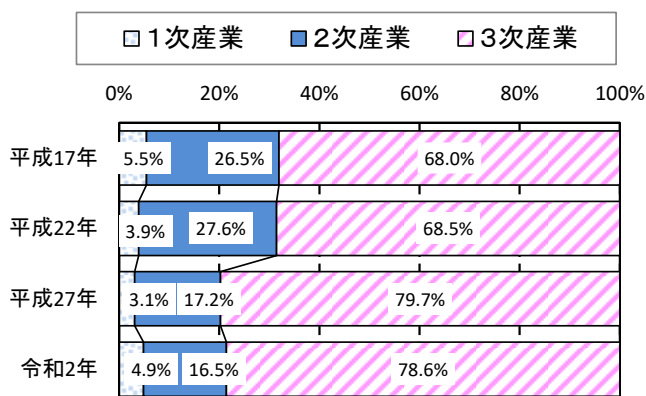
<男女別就業状況>



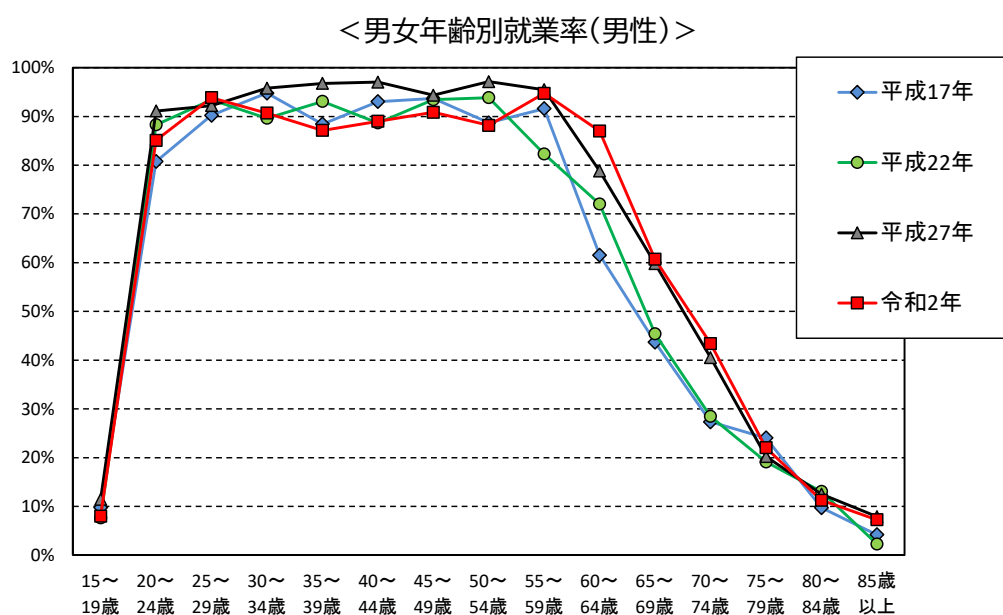
<男女別産業分類(男性)>



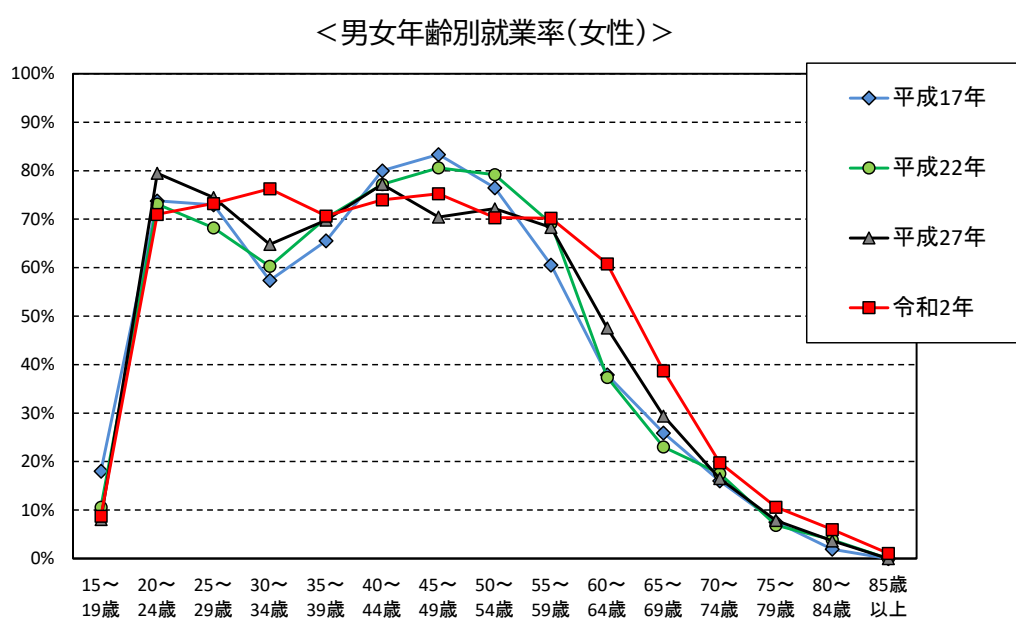
<男女別産業分類(女性)>



男女年齢別就業率は、女性の就業率が平成17年から平成27年まで25～39歳の就業率が落ち込む傾向(特に30～34歳)が見られました。これは出産等によって就業率が落ち込む女性特有のものと考えられますが、令和2年では、就業率は上昇し、男性の年齢別就業率の示す曲線に近づいています。



資料:国勢調査



資料:国勢調査

(6) 女性委員、町の女性職員の割合

広野町の審議会・行政委員会等における女性委員の割合は、審議会で15.9%、行政委員会で14.3%となっています。町職員の地位別在職状況は、課長相当職で1人(8.3%)、課長補佐相当職で5人(31.3%)、係長相当職で3人(30.0%)となっています。

<町の審議会・行政委員会等における女性委員の割合【令和4年4月1日】>

	委員総数	うち女性	女性比率
審議会※ ¹	164人	26人	15.9%
行政委員会※ ²	21人	3人	14.3%

※¹ 地方自治法第202条の3に基づく審議会等※² 地方自治法第180条の5に基づく委員会等

資料:広野町 総務課

<町職員の地位別在職状況【令和4年4月1日】>

	職員総数	うち女性	女性比率
課長相当職	12人	1人	8.3%
課長補佐相当職	16人	5人	31.3%
係長相当職	10人	3人	30.0%
総数(係長相当職以上)	38人	9人	23.7%

※専門職、一般行政職含む

資料:広野町 総務課

5 男女共同参画に関する町民の意識

広野町に在住する18歳以上の町民1,000人を対象に、男女共同参画に関する意識や実態を把握するために、「男女共同参画に関するアンケート調査」を実施しました。

対象者数(件)	回収数(件)	無効件数※	有効回答数(件)
1,000	162【16.2%】	0	162【16.2%】

(1) 男女平等の実現程度に関する認識（経年比較）

社会の様々な場における男女平等の程度を把握・評価するため、広野町の町民意識調査（アンケート）結果を用いて「平等である」と回答した割合の経年比較を行いました。

	性別	平成28年	⇒	令和5年	増減 (ポイント)
①家庭生活の場	男性	30.0%	⇒	32.8%	2.8
	女性	13.3%	⇒	19.6%	6.3
②職場	男性	28.8%	⇒	39.7%	10.9
	女性	27.4%	⇒	21.6%	▲5.8
③学校・教育の場	男性	61.3%	⇒	53.4%	▲7.9
	女性	55.8%	⇒	46.1%	▲9.7
④地域社会	男性	38.8%	⇒	32.8%	▲6.0
	女性	21.2%	⇒	22.5%	▲1.3
⑤政治の場	男性	31.3%	⇒	24.1%	▲7.2
	女性	15.9%	⇒	7.8%	▲8.1
⑥法律・制度	男性	48.8%	⇒	44.8%	▲4.0
	女性	31.0%	⇒	18.6%	▲12.4
⑦社会通念・慣習・しきたり	男性	27.5%	⇒	24.1%	▲3.4
	女性	15.9%	⇒	13.7%	▲2.2

男性：H28【n=80】、R5【n=58】

女性：H28【n=113】、R5【n=102】

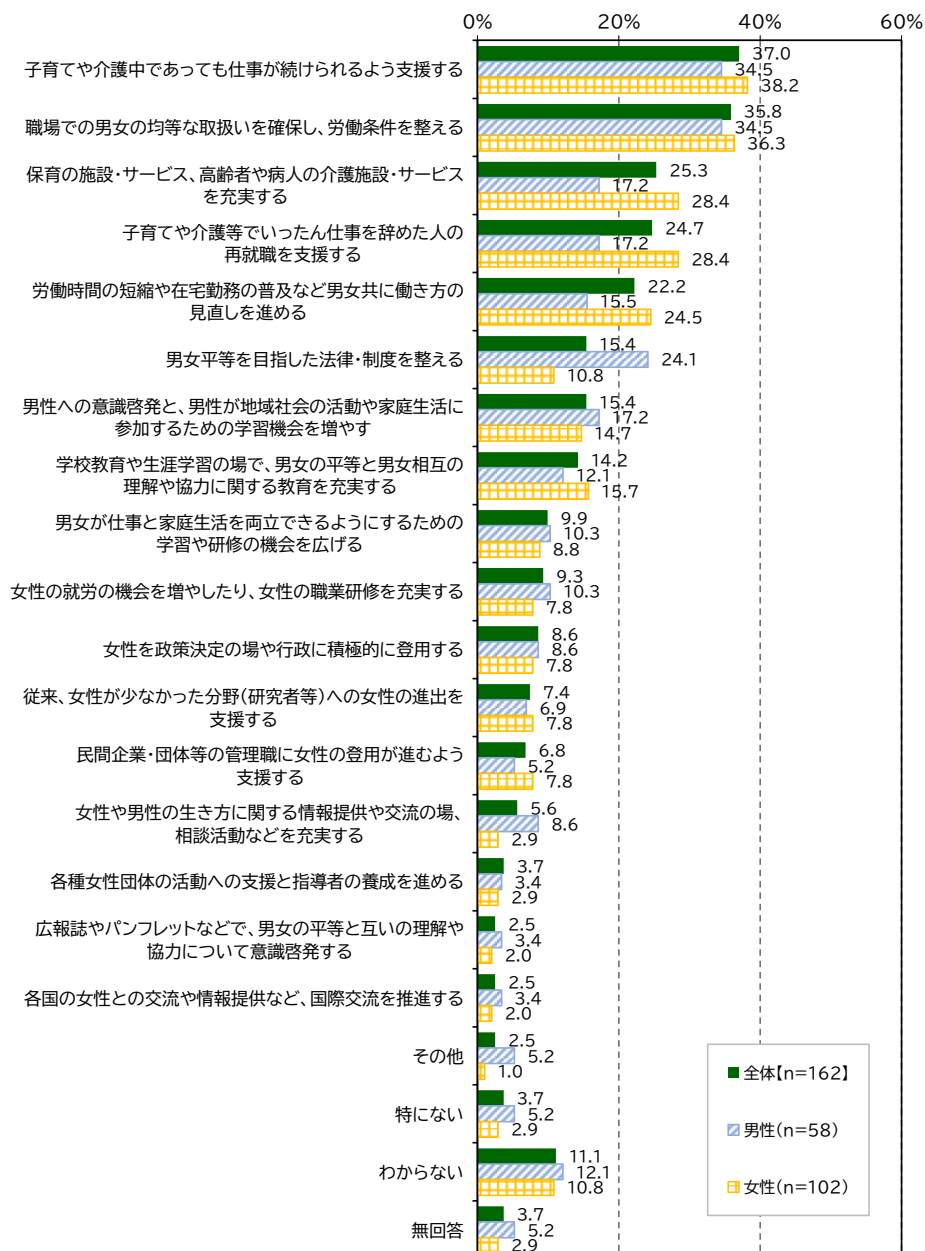
資料：広野町男女共同参画に関する町民意識調査（平成28年）

広野町男女共同参画に関する町民意識調査（令和5年）

平成28年に比べて、女性では「家庭生活の場」以外の分野で「平等である」の回答割合が低くなっています。男性の回答結果からは、「家庭生活の場」「職場」については「平等である」の回答割合の増加がみられました。

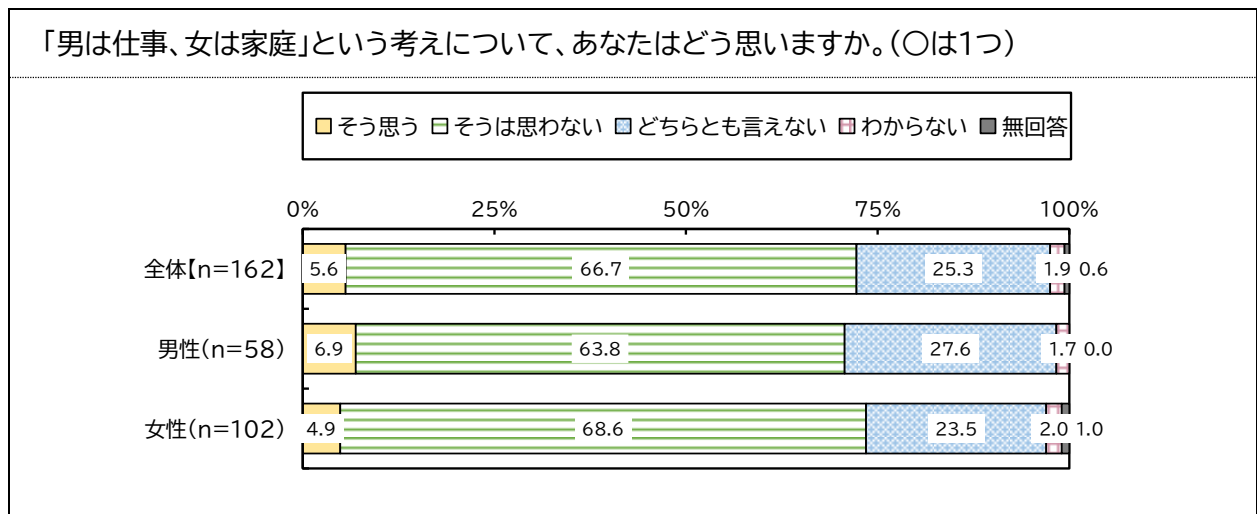
(2) 男女共同参画社会の形成のために特に重要なこと

あなたは、「男女共同参画社会」の形成のために、どのようなことが特に重要だと思いますか
(〇は3つまで)



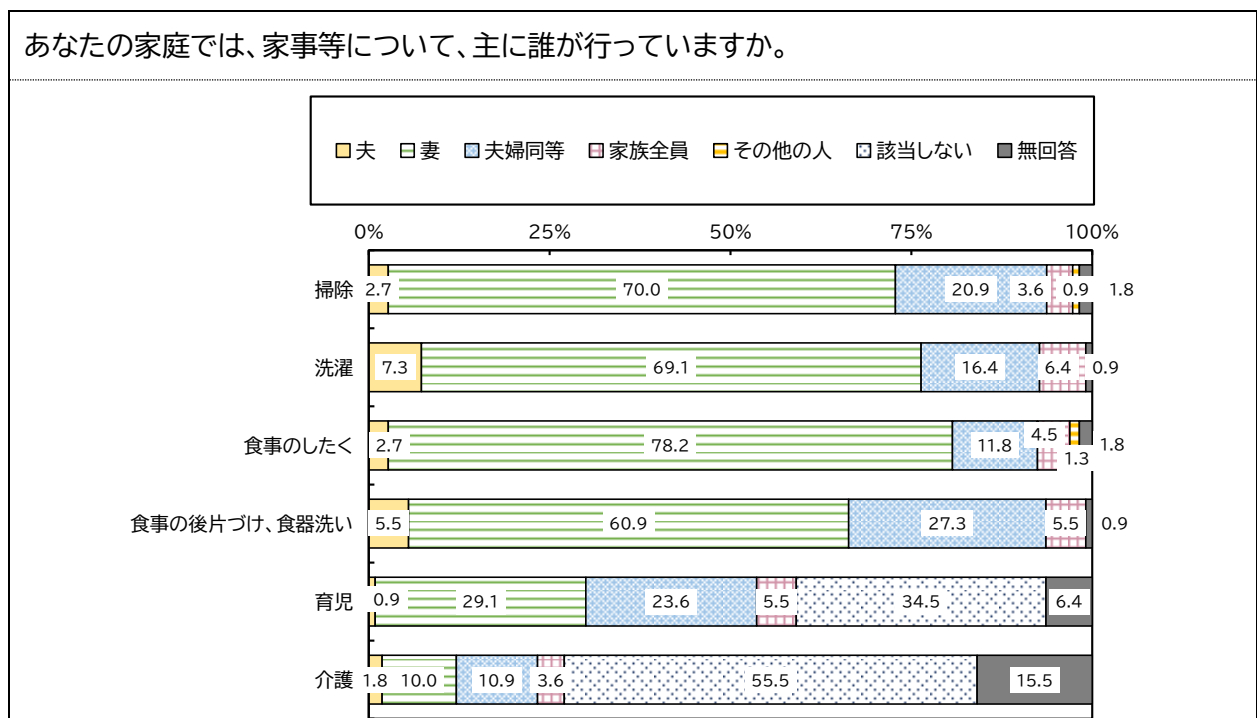
男女共同参画社会の形成のために特に重要なことは、「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」、「職場での男女の均等な取扱いを確保し、労働条件を整える」、「保育の施設・サービス、高齢者や病人の介護施設・サービスを充実する」、「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」などの回答が多くなっています。

(3) 「男性は仕事、女性は家庭」の考え方についての賛否



「男は仕事、女は家庭」という考えについては、「そうは思わない」が66.7%と過半数を占め、次いで「どちらとも言えない」が25.3%となっています。

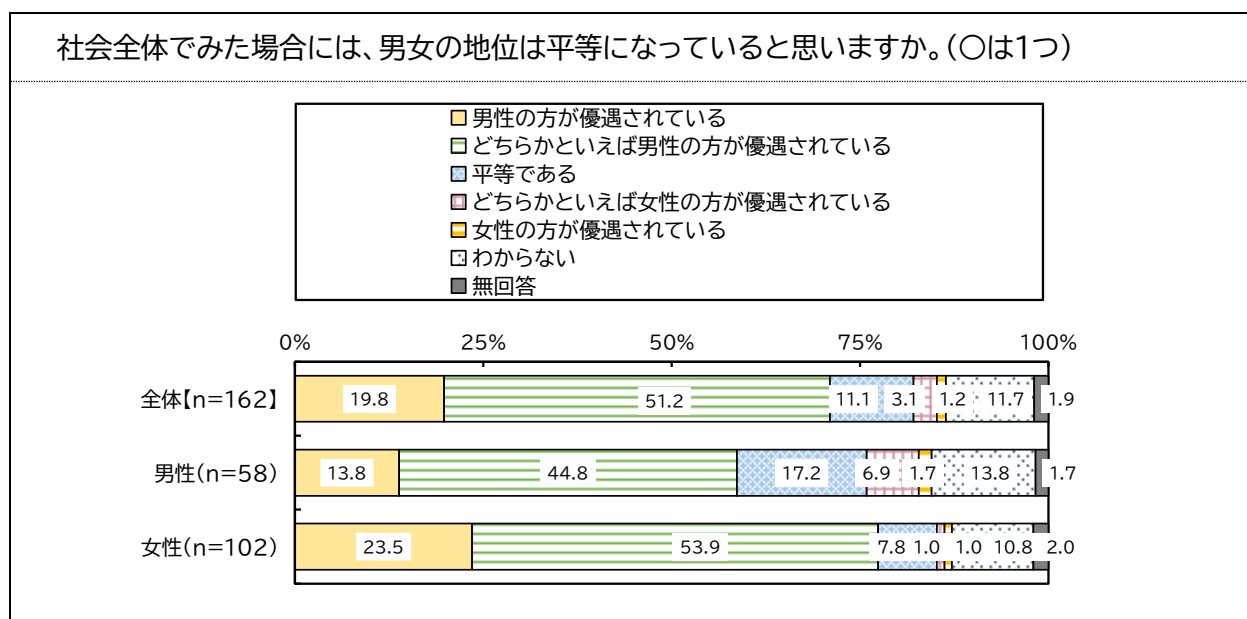
(4) 家庭の中で家事を主に行う人



家庭での家事など主に誰が行っているかでは、全体的に「妻」が多くなっている。

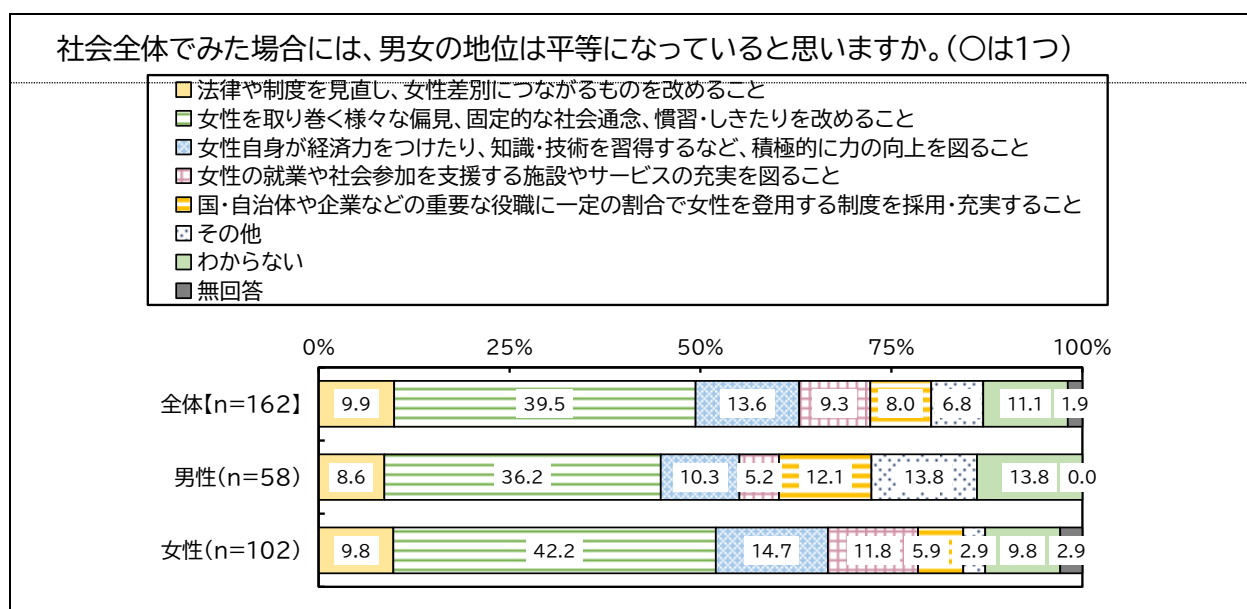
「夫婦同等」との回答については、「食器の後片づけ、食器洗い」が27.3%と最も多く、次いで「育児」が23.6%となっています。

(5) 社会全体の視点からの男女の地位に関する認識



社会全体でみた場合、男女の地位は平等になっていると思うかを尋ねると、「平等である」は1割ほどで、『男性優遇』(「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計)が7割を占めています。

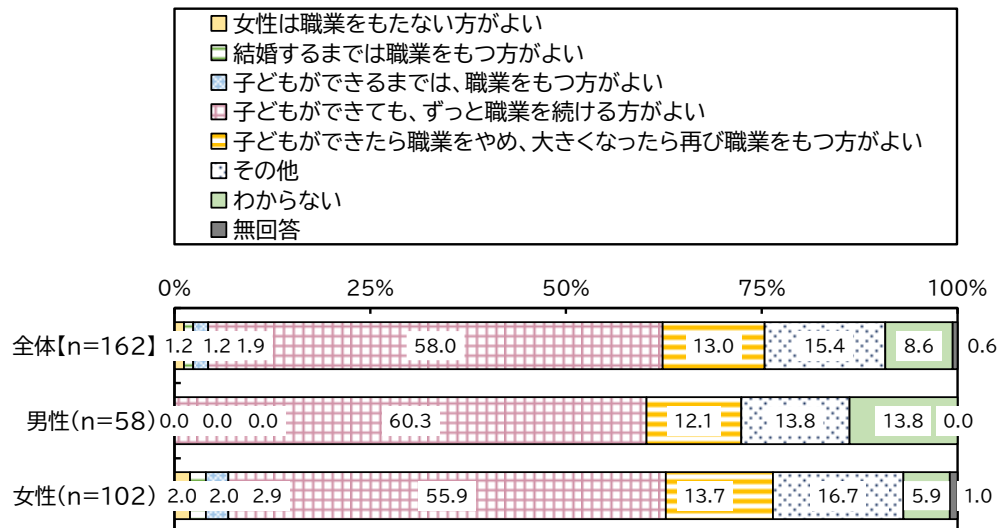
(6) 男女平等になるために重要なこと



男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために最も重要と思うことは、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」が39.5%と最も多く、次いで「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図ること」(13.6%)、「法律や制度を見直し、女性差別につながるものを改めること」(9.9%)と続いています。

(7) 女性が職業をもつことについての考え

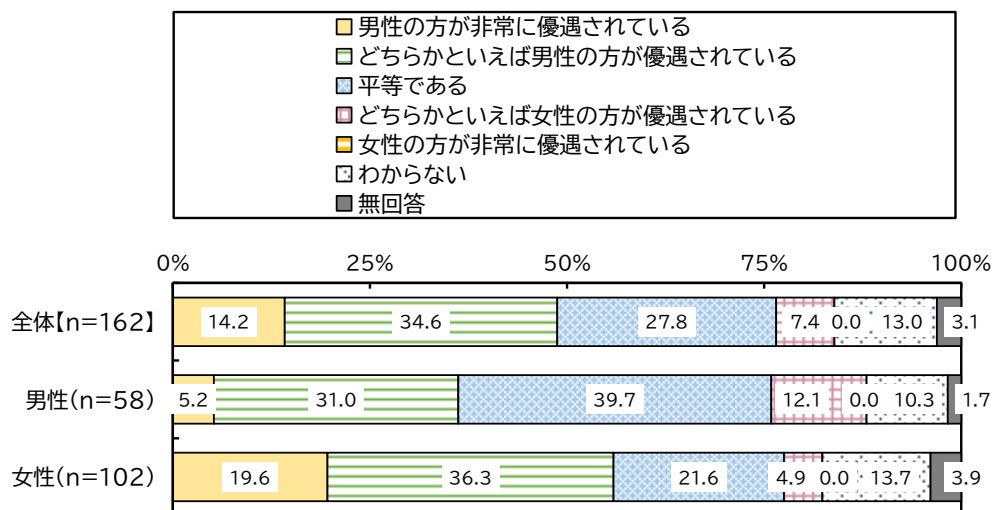
一般的に女性が職業をもつことについて、あなたはどのようにお考えですか。(○は1つ)



一般的に女性が職業をもつことについてどう考えるか尋ねると、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」が58.0%と過半数を占め、次いで「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」(13.0%)と続いています。

(8) 男女の地位に関する認識

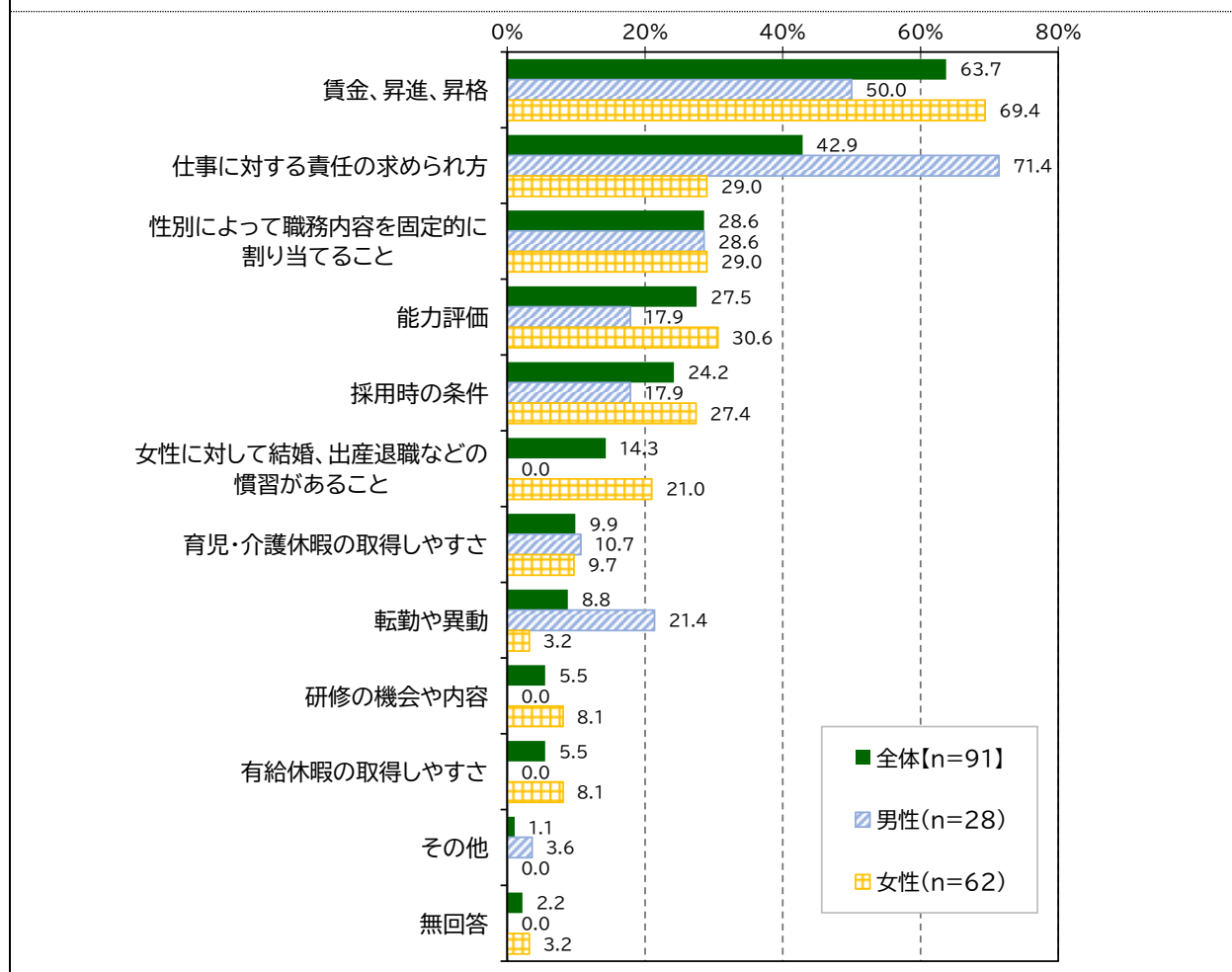
男女の地位に関する認識（職場）



「職場」については、「平等である」が27.8%となっており、『男性優遇』が48.8%と半数近くを占めています。

(9) 職場における性別による優遇の内容

「職場」で「男性の方が優遇」または「女性の方が優遇」に回答された方にうかがいます。その具体的な内容はどのようなことですか。(〇はいくつでも)

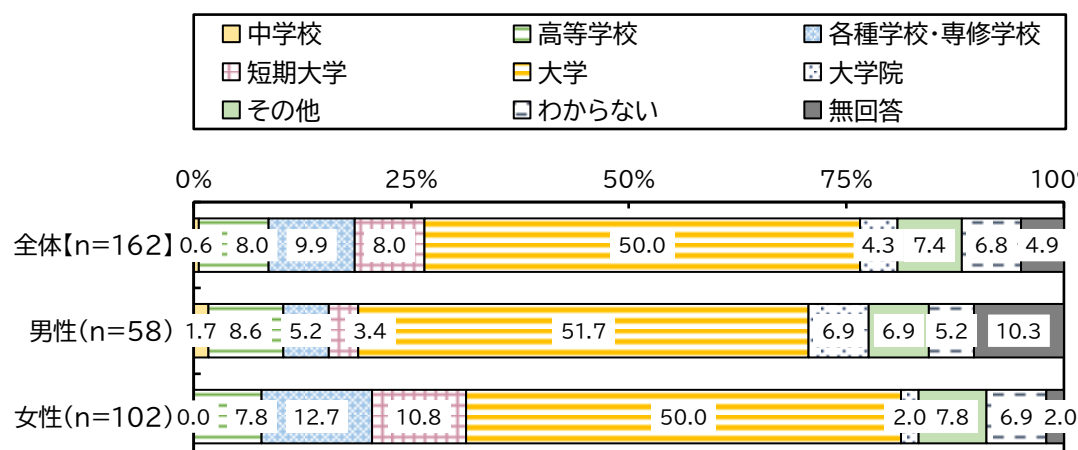


「職場」で男性もしくは女性が優遇されていると回答した91人に具体的な内容を尋ねると、「賃金、昇進、昇格」が63.7%と最も多く、次いで「仕事に対する責任の求められ方」(42.9%)、「性別によって職務内容を固定的に割り当てること」(28.6%)、「能力評価」(27.5%)、「採用時の条件」(24.2%)と続いています。

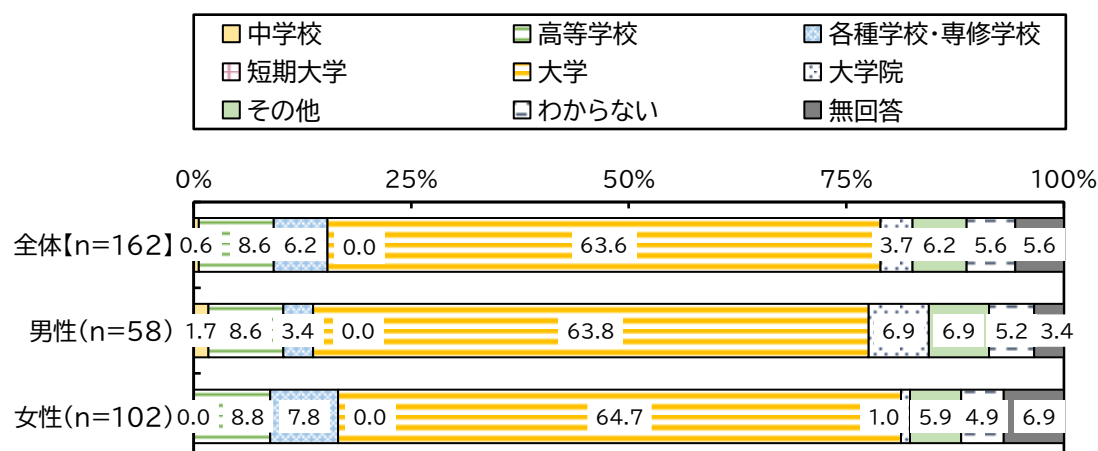
(10) 子どもにどの程度の教育を受けさせたいか

あなたの子どもには、どの程度の教育を受けさせたいですか。お子さんがいない方、お子さんが既に学校を終えられた方は、お子さんがいると仮定してお答えください。(〇は1つ)

①女の子の場合



②男の子の場合



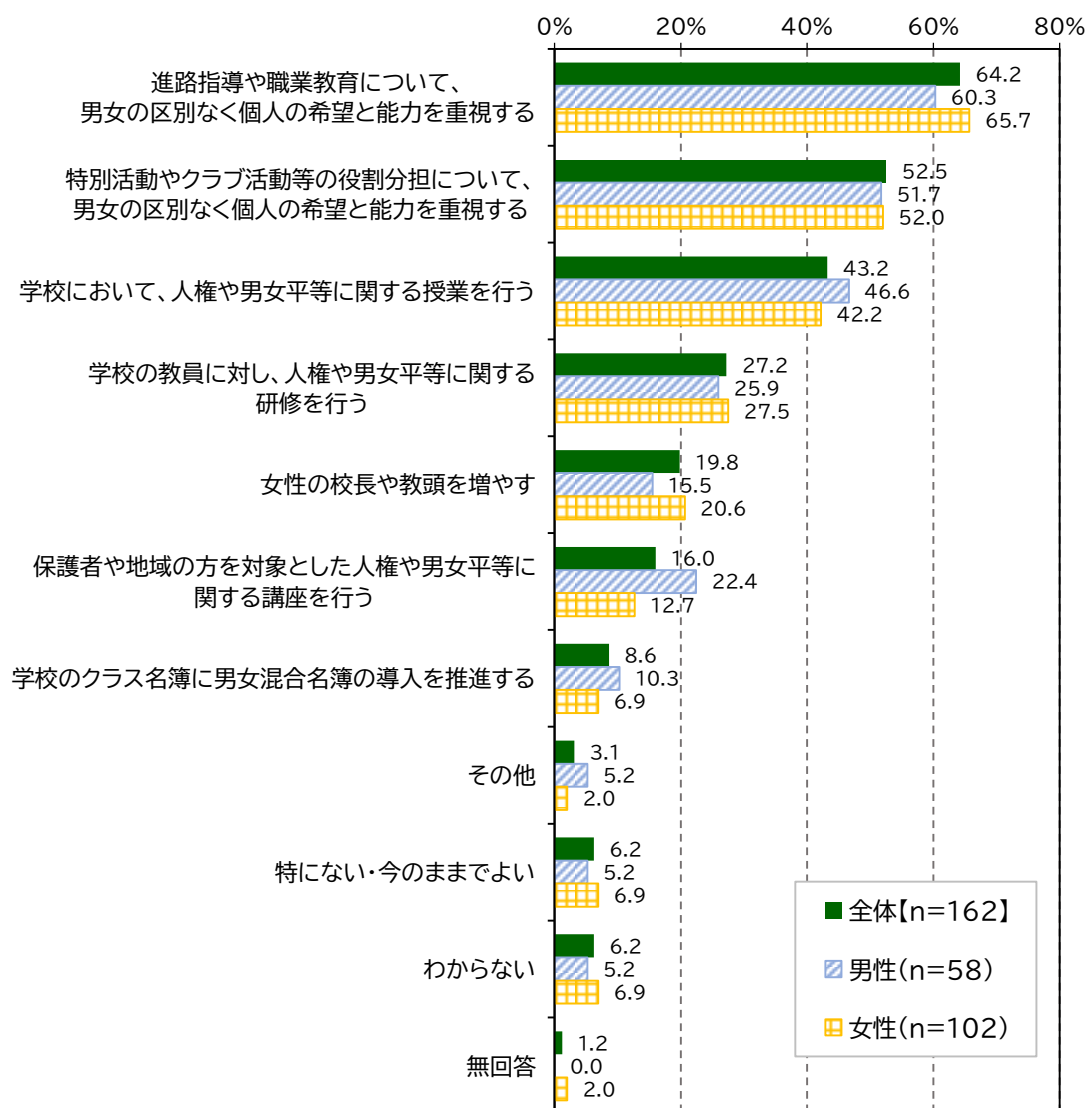
「①女の子」の場合は、「大学」が50.0%と最も多く、次いで「各種学校・専修学校」(9.9%)、「高等学校」(8.0%)、「短期大学」(8.0%)と続いている。

男女別に見ると、共に「大学」が最も多くなっています。

「②男の子」の場合でも、「大学」が63.6%と最も多く、次いで「高等学校」(8.6%)、「各種学校・専修学校」(6.2%)と続いています。

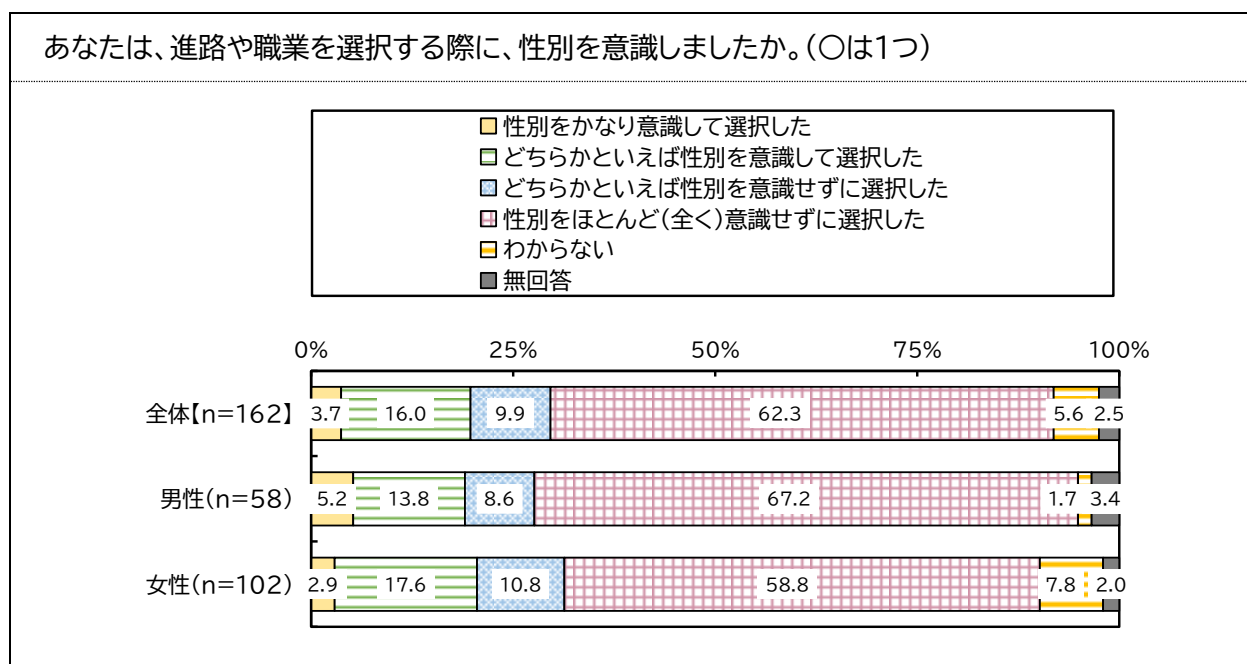
(11) 人権や男女平等の意識を育む教育として必要なこと

次の世代を担う子どもたちに対し、家庭や学校において、人権や男女平等の意識を育む教育が重要という考え方がありますが、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。(○はいくつでも)



子どもたちに対し、人権や男女平等の意識を育む教育として必要なことは、「進路指導や職業教育について、男女の区別なく個人の希望と能力を重視する」が64.2%と最も多く、次いで「特別活動やクラブ活動等の役割分担について、男女の区別なく個人の希望と能力を重視する」(52.5%)、「学校において、人権や男女平等に関する授業を行う」(43.2%)と続いています。

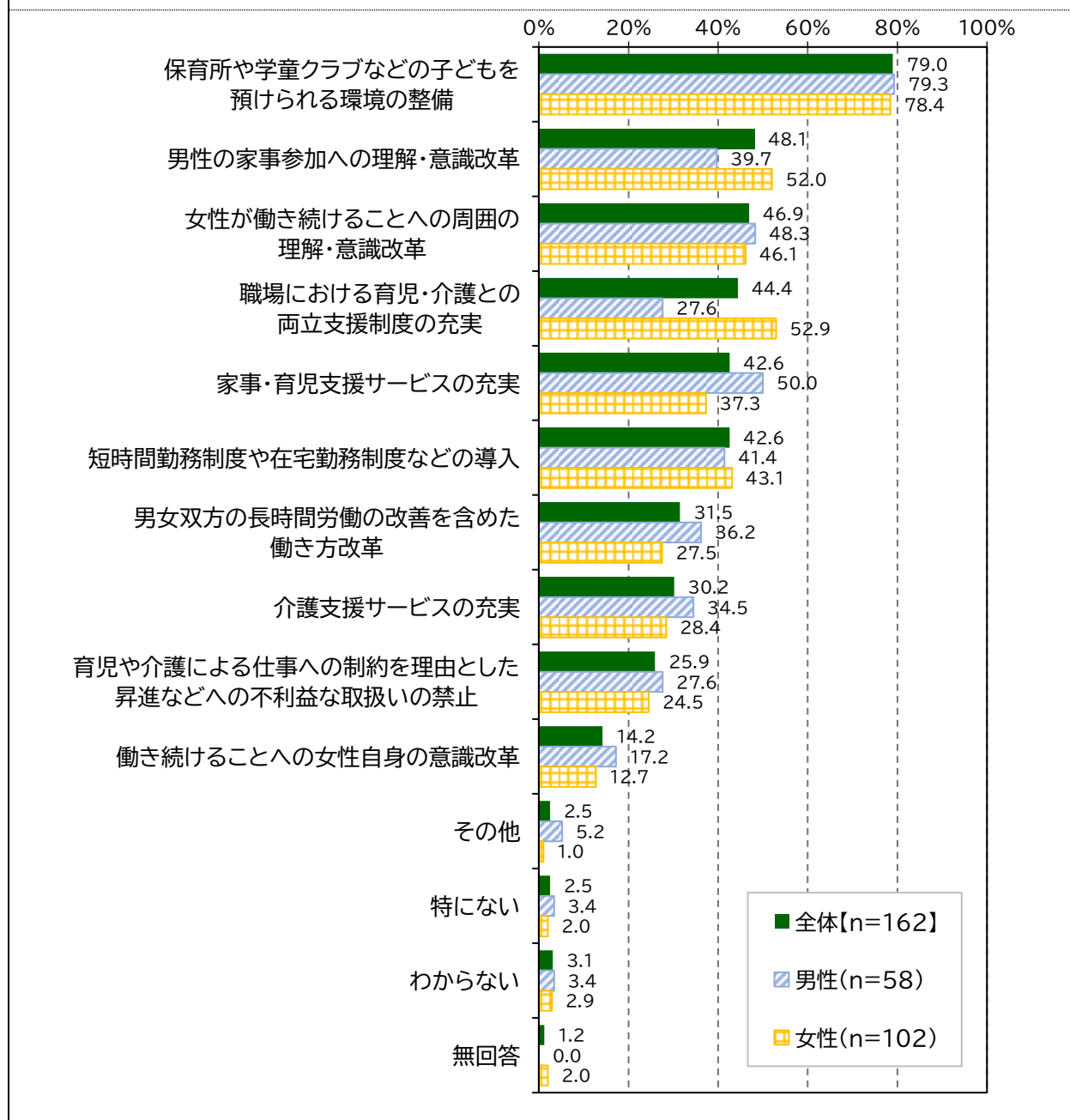
(12) 進路や職業を選択する際に性別を意識したか



進路や職業を選択する際に性別を意識したかでは、「性別をほとんど(全く)意識せずに選択した」が62.3%と最も多く、「どちらかといえば性別を意識して選択した」(9.9%)を合わせると、7割が『性別を意識せず選択した』と回答しています。

(13) 女性が出産後も離職せずに働き続けるために必要なこと

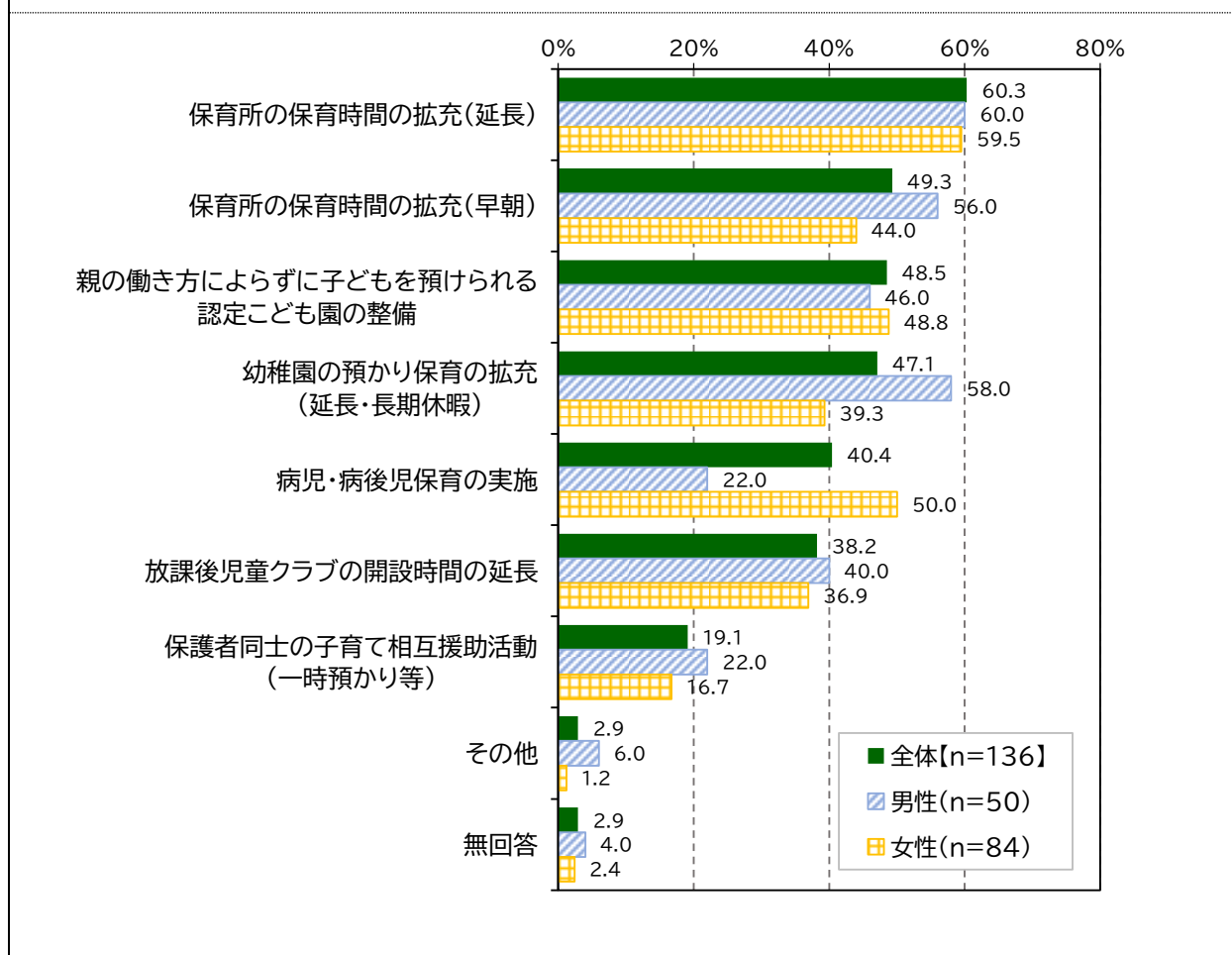
女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なことは何だと思いますか。(〇はいくつでも)



女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なことは、「保育所や学童クラブなどの子どもを預けられる環境の整備」が79.0%と最も多く、次いで「男性の家事参加への理解・意識改革」(48.1%)、「女性が働き続けることへの周囲の理解・意識改革」(46.9%)、「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」(44.4%)、「家事・育児支援サービスの充実」(42.6%)と続いています。

(14) 支援の具体的な内容

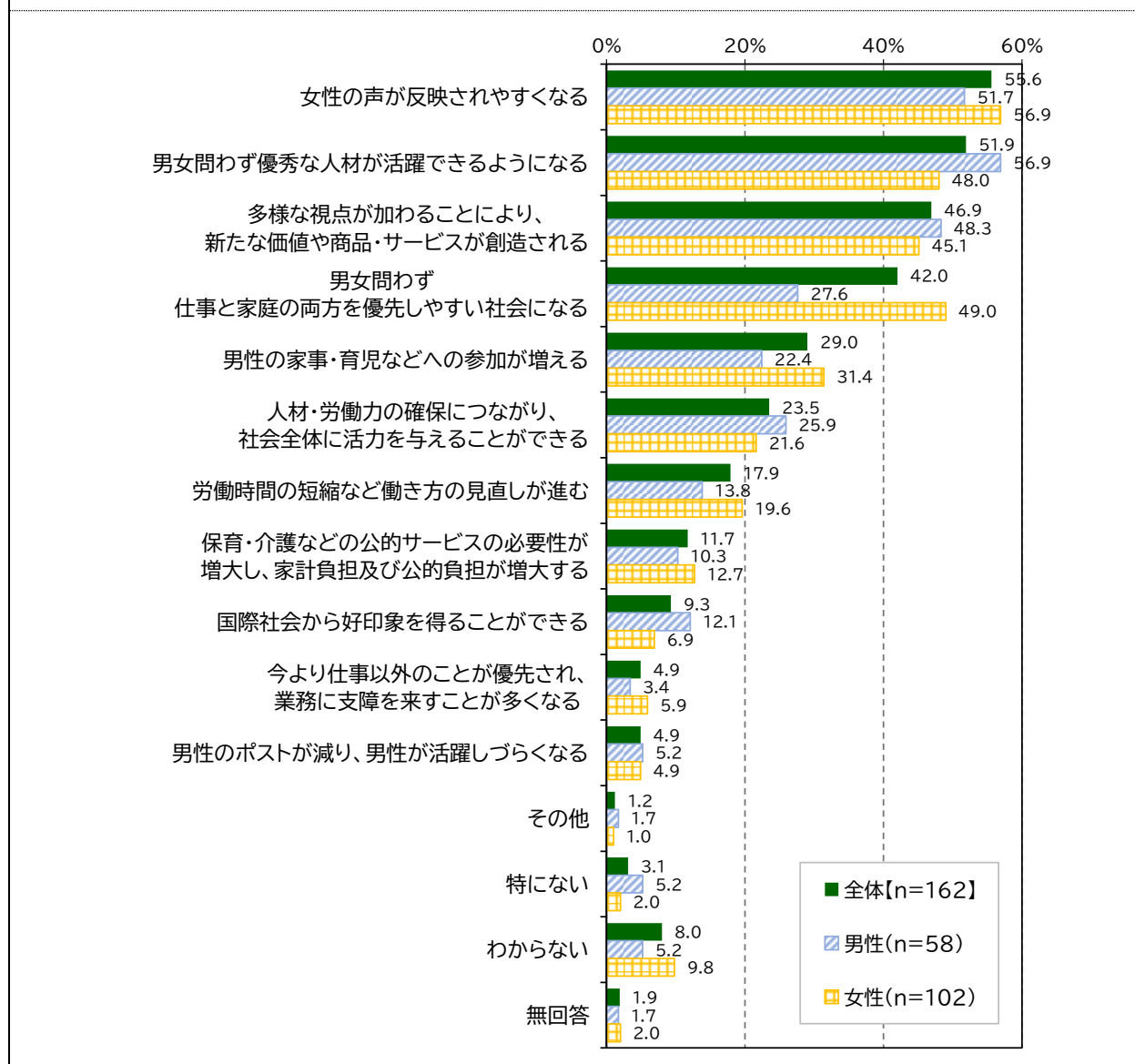
女性が出産後も離職せずに働き続けるために必要なことで「保育所や学童クラブなどの子どもを預けられる環境の整備」「家事・育児支援サービスの充実」と回答された方にうかがいます。それは、具体的にはどのような内容ですか。(〇はいくつでも)



保育所や学童クラブなどの子どもを預けられる環境の整備」または「家事・育児支援サービスの充実」と回答した136人に、具体的な内容を尋ねると、「保育所の保育時間の拡充(延長)」が60.3%と最も多く、次いで「保育所の保育時間の拡充(早朝)」(49.3%)、「親の働き方によらずに子どもを預けられる認定こども園の整備」(48.5%)、「幼稚園の預かり保育の拡充(延長・長期休暇)」(47.1%)、「病児・病後児保育の実施」(40.4%)と続いています。

(15) 女性リーダーの増加が社会に与える影響

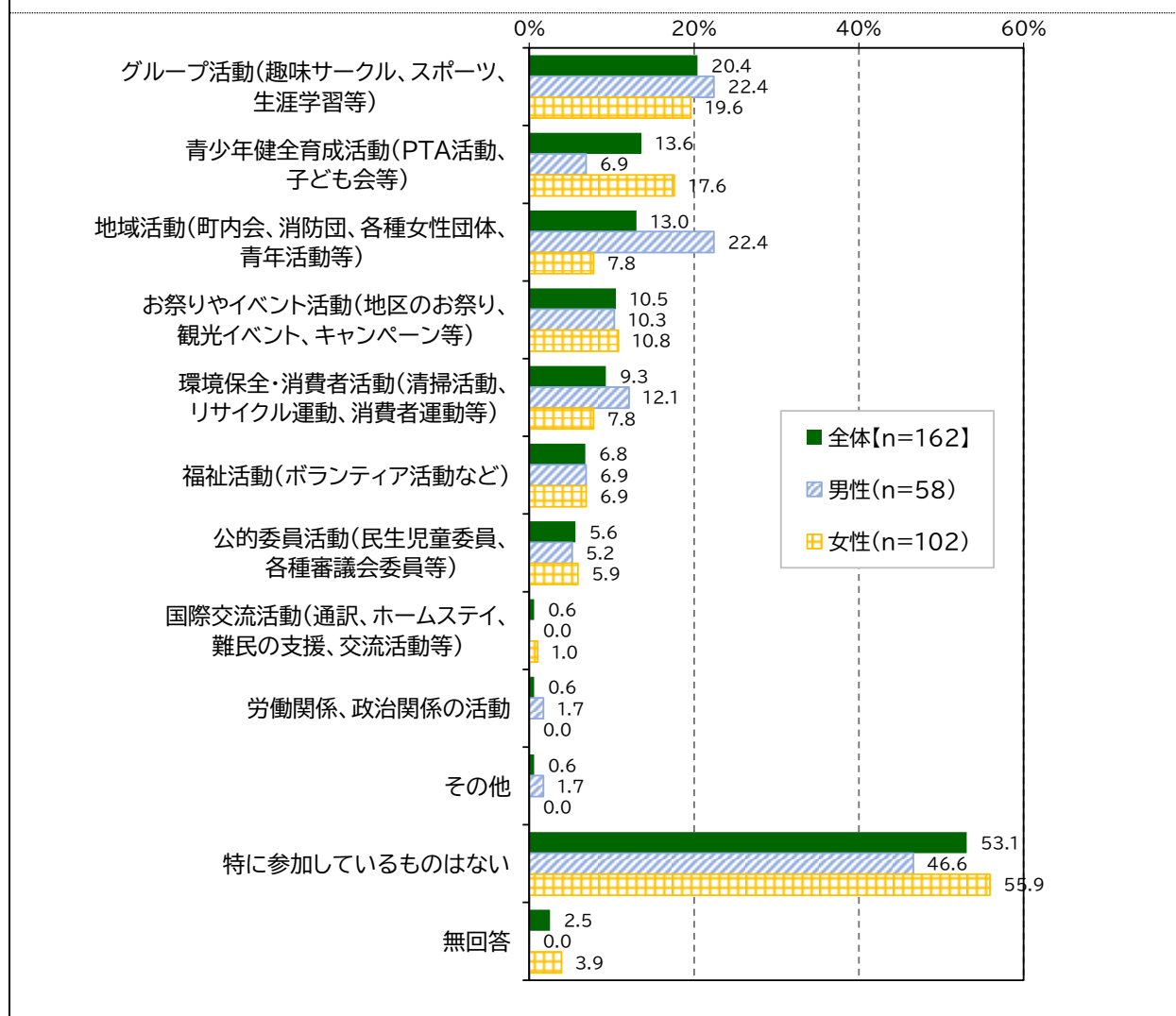
あなたは、政治・経済・地域などの各分野で、女性の参加が進み、女性のリーダーが増えるとどのような影響があると思いますか。(〇はいくつでも)



政治・経済・地域などの各分野で、女性の参加が進み、女性のリーダーが増えるとどのような影響があると思うかは、「女性の声が反映されやすくなる」が55.6%と最も多く、次いで「男女問わず優秀な人材が活躍できるようになる」(51.9%)、「多様な視点が加わることで、新たな価値や商品・サービスが創造される」(46.9%)、「男女問わず仕事と家庭の両方を優先しやすい社会になる」(42.0%)と続いています。

(16) 地域活動への参加経験

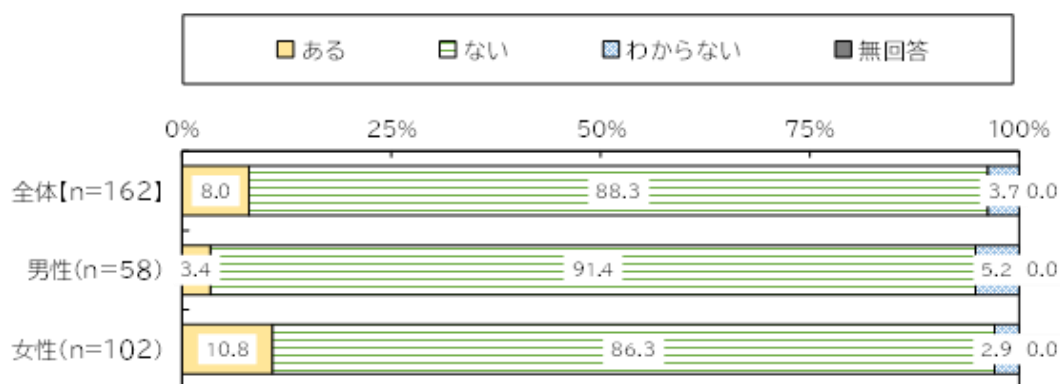
あなたは、仕事以外に家庭の外でどのような活動に参加していますか。次の中から参加している（参加したことのある）ものをお答えください。（○はいくつでも）



仕事以外に家庭の外で参加したことのある活動は、「グループ活動(趣味サークル、スポーツ、生涯学習等)」が20.4%で最も多く、次いで「青少年健全育成活動(PTA活動、子ども会等)」(13.6%)、「地域活動(町内会、消防団、各種女性団体、青年活動等)」(13.0%)、「お祭りやイベント活動(地区のお祭り、観光イベント、キャンペーン等)」(10.5%)などとなっている。また、53.1%が「特に参加しているものはない」と回答しています。

(17) DVを受けた経験

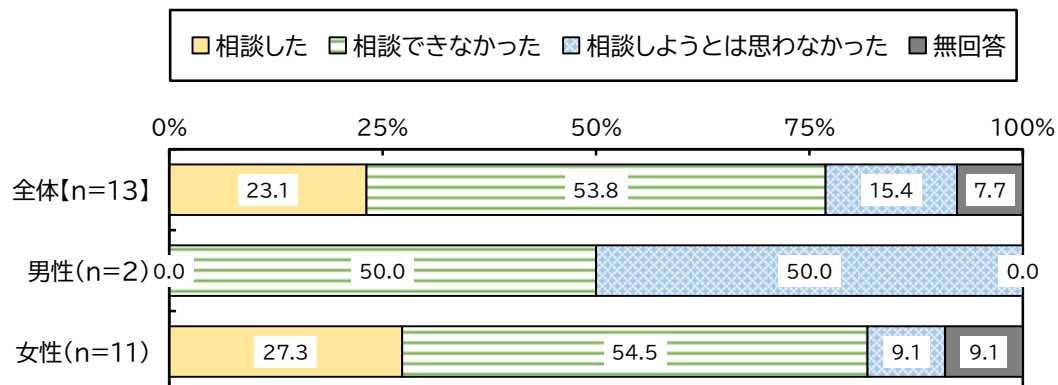
配偶者(元配偶者も含む)や恋人から暴力を受けた経験はありますか。(○は1つ)



配偶者(元配偶者も含む)や恋人から暴力を受けた経験は、8.0%が「ある」と回答しています。

(18) 受けたDVについて相談したか

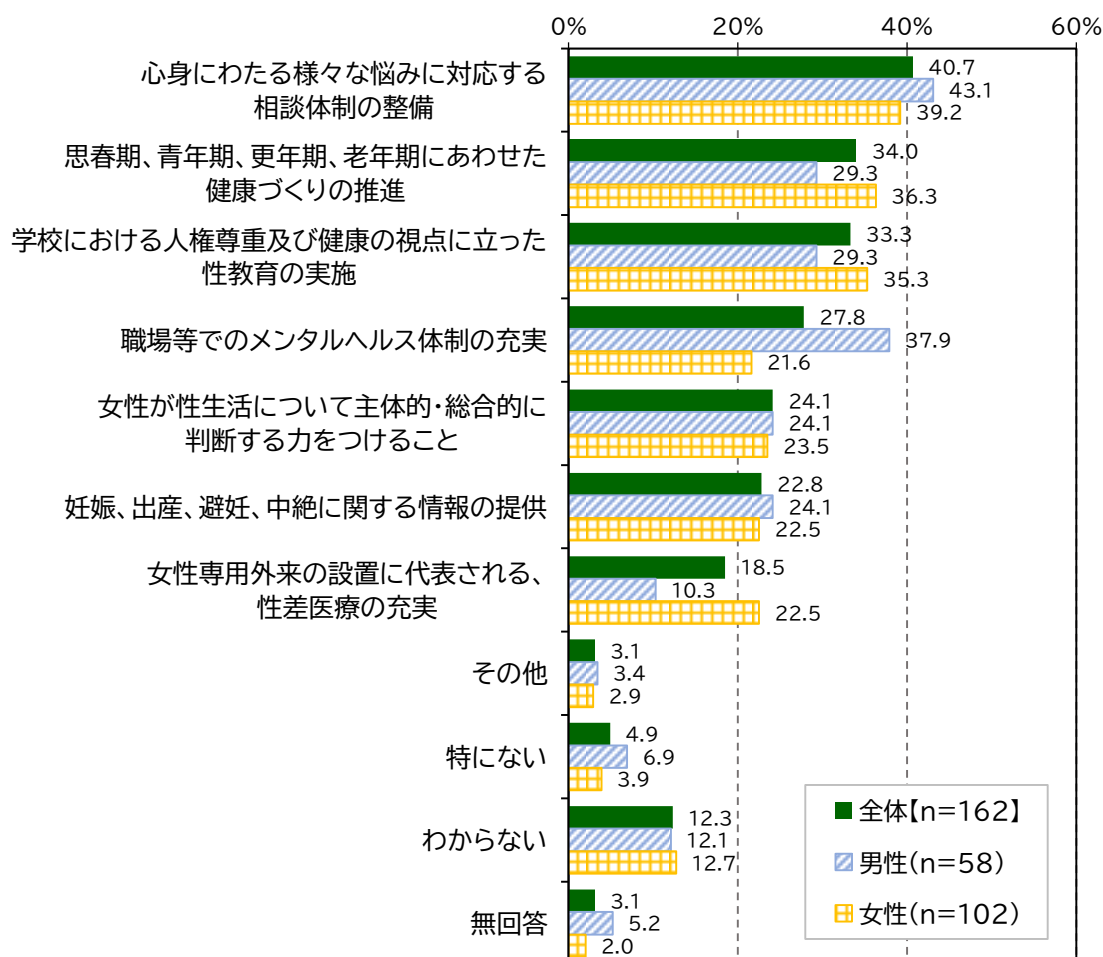
あなたの受けた行為について、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。(○は1つ)



DVを受けた経験が「ある」と回答した13人に誰かに相談したかを尋ねると、「相談した」は23.1%、「相談できなかった」は53.8%となっています。

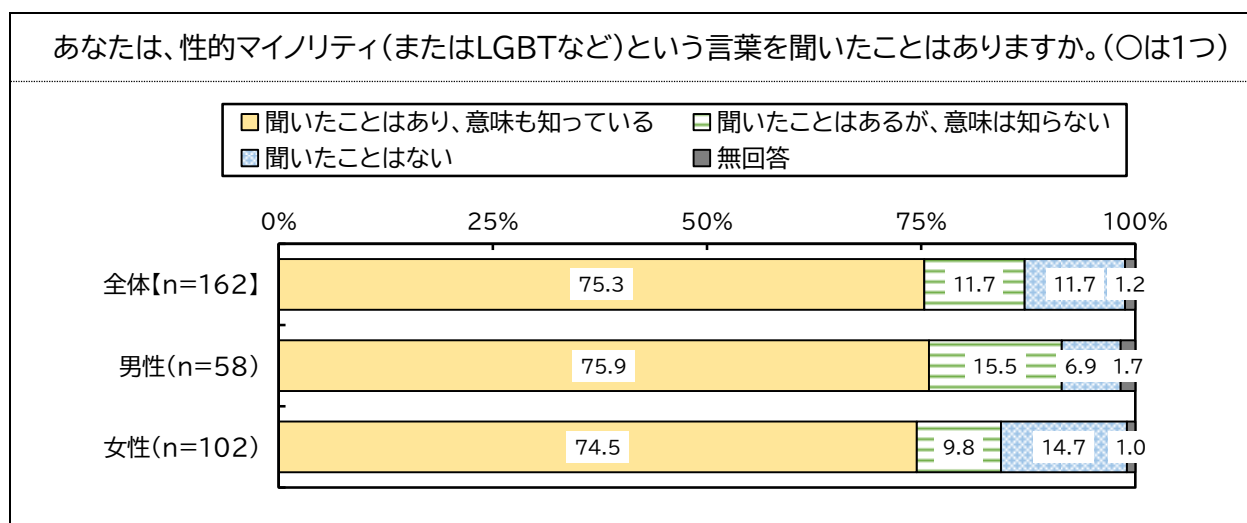
(19) 男女が生涯にわたり心身ともに健康であるために大切なこと

女性は、妊娠、出産を担う性であることからわかるように、男性と女性では異なる身体や心の問題に直面することがあります。男女が生涯にわたり、心身ともに健康であるためにはどのようなことが大切だと思いますか。(〇はいくつでも)



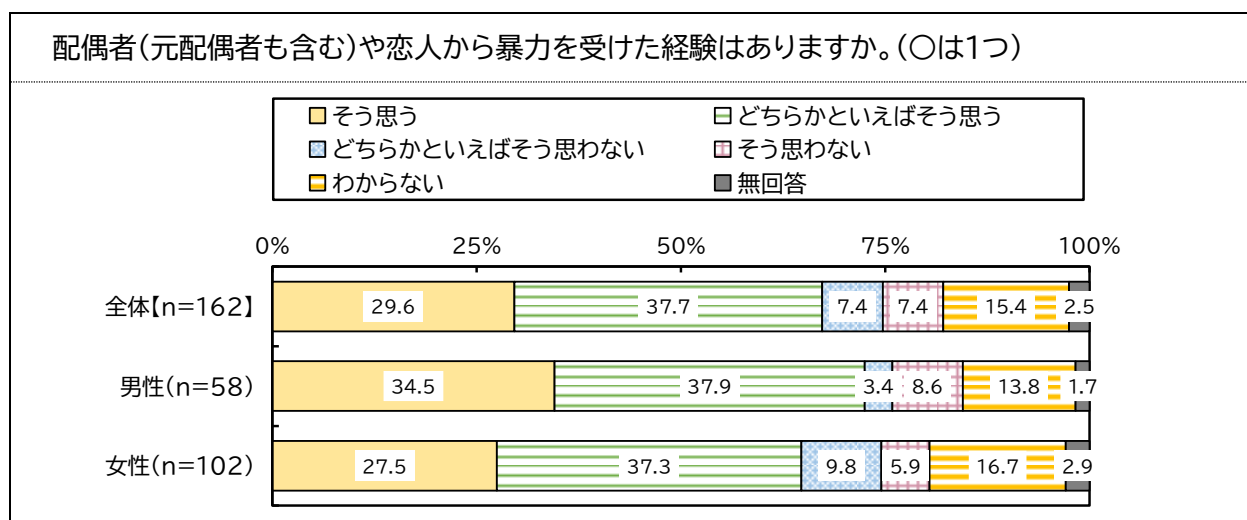
男女が生涯にわたり心身ともに健康であるために大切なことは、「心身にわたる様々な悩みに対応する相談体制の整備」が40.7%と最も多く、次いで「思春期、青年期、更年期、老年期にあわせた健康づくりの推進」(34.0%)、「学校における人権尊重及び健康の視点に立った性教育の実施」(33.3%)、「職場等でのメンタルヘルス体制の充実」(27.8%)と続いています。

(20) 「性的マイノリティ」などの認知度



「性的マイノリティ(またはLGBTなど)」という言葉聞いたことがあるかは、75.3%が「聞いたことはあり、意味も知っている」と回答しています。

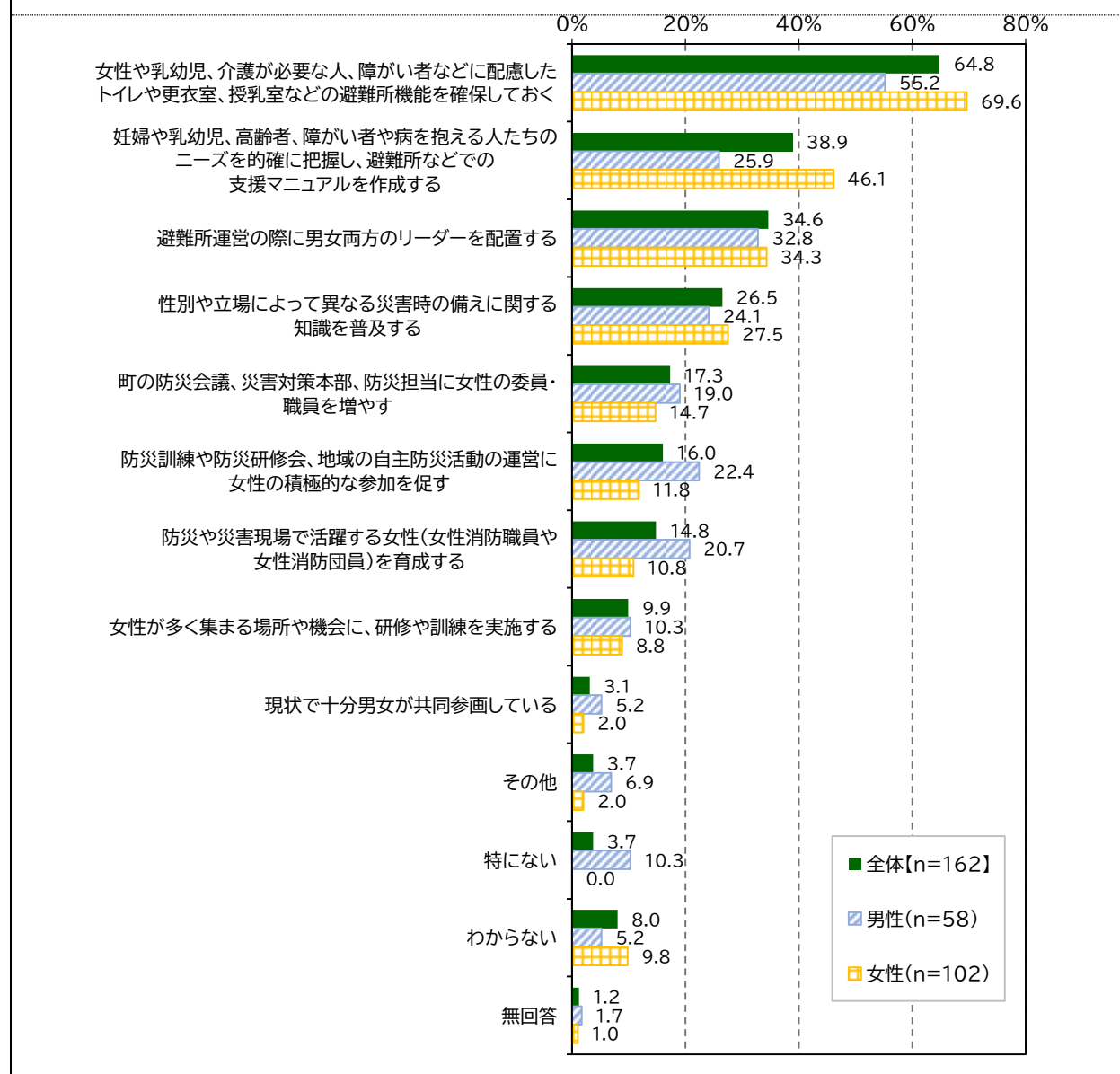
(21) 性的マイノリティの人たちが生活しづらい社会と思うか



性的マイノリティの人たちが生活しづらい社会と思うかは、「どちらかといえばそう思う」も含め『そう思う』は67.3%となっています。

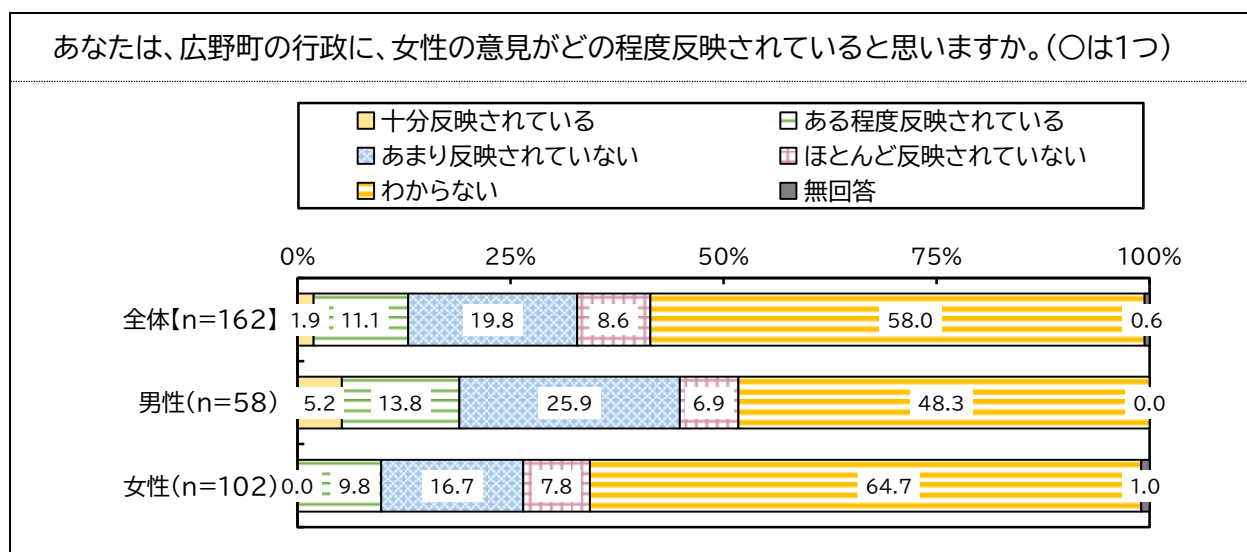
(22) 男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興対策

災害発生に伴う避難や平時の防災体制について、男女共同参画の視点を取り入れることが必要だとされています。今後の防災や災害復興対策において、どのような施策が必要だと思いますか。(〇はいくつでも)



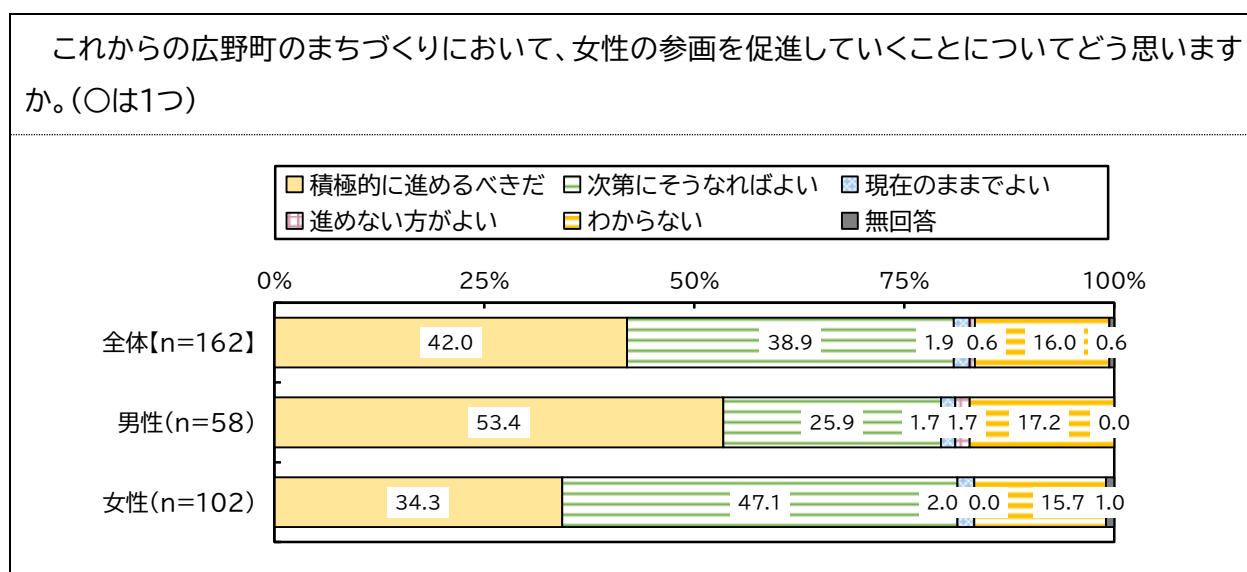
男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興対策は、「女性や乳幼児、介護が必要な人、障がい者などに配慮したトイレや更衣室、授乳室などの避難所機能を確保しておく」が64.8%と最も多く、次いで「妊婦や乳幼児、高齢者、障がい者や病を抱える人たちのニーズを的確に把握し、避難所などでの支援マニュアルを作成する」(38.9%)、「避難所運営の際に男女両方のリーダーを配置する」(34.6%)、「性別や立場によって異なる災害時の備えに関する知識を普及する」(26.5%)、「町の防災会議、災害対策本部、防災担当に女性の委員・職員を増やす」(17.3%)と続いています。

(23) 広野町の行政に女性の意見がどの程度反映されていると思うか



広野町の行政に、女性の意見がどの程度反映されていると思うかは、「十分反映されている」と「ある程度反映されている」を合わせた『反映されている』は13.0%となっています。また、58.0%が「わからない」と回答しています。

(24) まちづくりに女性の参画を促進していくことについての賛否



広野町のまちづくりに女性の参画を促進していくことについては、「積極的に進めるべきだ」が42.0%と最も多く、次いで「次第にそうなればよい」が38.9%、「現在のままでよい」は1.9%となっています。

5 アンケート結果などのまとめ

課題1 ▼

アンケート調査において、男女共同参画社会の形成のために特に重要なこととして、「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」や「職場での男女の均等な取扱いを確保し、労働条件を整える」、「保育の施設・サービス、高齢者や病人の介護施設・サービスを充実する」、「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」などの回答が多くなっています。

また、家庭での家事については、掃除、洗濯、食事の支度などはおおむね7割が女性が担っていると回答しています。

仕事や自分の活動と家庭生活をバランスよくしていくためには、働き方に関する制度や職場環境の整備、経済的な支援を進めていくとともに、家事や育児、介護に必要な情報を発信し、性別に関係なく多様な働き方、生き方が選択できる社会の実現などに取組んでいく必要があります。

男女間の意識の差を改善するためには、家庭内においてコミュニケーションを図り、役割分担など互いを理解し合うことが必要となっています。

誰もが家庭での役割を担えるようにするためには、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を進めていく必要もあります。

課題2 ▼

広野町の総人口は年々減少し、少子高齢化がさらに加速することが予測されるため、性差に応じた健康について理解を深め、生涯にわたり健康を包括的に支援することが必要です。

アンケート調査において、男女が生涯にわたり心身ともに健康であるために大切なことは、「心身にわたる様々な悩みに対応する相談体制の整備」、「思春期、青年期、更年期、老年期にあわせた健康づくりの推進」との回答が多くなって多くなっています。

ライフサイクルに応じた健康支援を推進するとともに、結婚、出産について、女性が自ら決める権利があり、女性の重要な人権であるという認識の浸透とともに、出産の選択をした場合に、妊産婦・乳幼児の健診体制や相談事業の充実を図るなど、妊娠・出産に伴う女性の心身の健康上の負担を軽減するよう支援体制を整備も重要です。

また、DVをはじめとした女性への暴力については、DV防止法において暴力の防止及び被害者の保護に関することについての実施体制などを整備することが求められています。暴力は許されない行為であるという啓発、意識づけとあわせて、暴力を受けた人の相談窓口などに関する情報提供の充実も求められます。

課題3 ▼

人権尊重や、男女平等の実現を推進していくためには、未来を担う子供たちへの幼少期からの家庭や学校での人権、男女平等・男女共同参画についての教育も重要です。

アンケート調査において、子どもたちに対し、人権や男女平等の意識を育む教育として必要なことは、「進路指導や職業教育について、男女の区別なく個人の希望と能力を重視する」や「特別活動やクラブ活動等の役割分担について、男女の区別なく個人の希望と能力を重視する」、「学校において、人権や男女平等に関する授業を行う」(43.2%)などの回答が多くなっています。

個人が尊重される社会を築くには、子どもの頃から、固定的な性別役割分担意識とらわれない生き方や性的マイノリティの人たちへの理解など、家庭や学校における慣習や教育が求められます。

課題4 ▼

東日本大震災をはじめ、全国的に地震、豪雨、台風など様々な自然災害が発生しています。災害時の避難や防災対策においても男性だけでなく、女性の視点を意識した備えが重要となります。

アンケート調査において、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興対策は、「女性や乳幼児、介護が必要な人、障がい者などに配慮したトイレや更衣室、授乳室などの避難所機能を確保しておく」、「妊婦や乳幼児、高齢者、障がい者や病を抱える人たちのニーズを的確に把握し、避難所などでの支援マニュアルを作成する」、「避難所運営の際に男女両方のリーダーを配置する」などの回答が多くなっています。

防災については男女それぞれのニーズを理解し、配慮した取り組みが求められます。家庭や学校における慣習や教育が重要です。

また、公共政策や各種団体の施策の立案・決定の場面で女性の意見や考え方を反映するためには、議員や自治会、地域のリーダーに女性を積極的に登用していく必要があります。そのためにも、固定的な性別役割分担意識の解消を図り、多様な人材が主体的に参画できる環境を作っていくことも求められます。

第2章

計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的な考え方

1 町の将来像と基本理念

男女共同参画社会を実現するためには、町民一人ひとりが人権尊重・男女共同参画について意識を持つとともに、「参画したい人」が参画できる、「参画したい」と思える環境を整える取組みを進めています。

男女共同参画進めていくためには、町民一人ひとりが男女共同参画を正しく理解し、「男だから、女だから」という役割分担意識にとらわれず、家庭や地域、職場や学校、ひいては社会のあらゆる分野において主体的に参画したいという意識を育み、できることから行動に移していく姿勢が大切です。

★町の将来像

子どもの歓声とともに新たな時代を拓くまち 広野

★第3次男女共同参画プラン 基本理念

男女が互いに尊重し合い、ともに新たな時代を拓くまち

広野町では、「第2次男女共同参画プラン」において、男女共同参画の推進を図ってまいりました。

本計画においても、町の将来像である「子どもの歓声とともに新たな時代を拓くまち 広野」の現実と男女共同参画のさらなる推進のため、現計画の基本理念である「男女が互いに尊重し合い、ともに新たな時代を拓くまち」を引き続き基本理念として、男女共同参画が推進され、人と人のつながりを大切にしながら信頼関係を築き、すべての人が住みよいと感じることができる広野町を目指します。

2 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向け、計画を推進するための基本的な方向性として、以下の4点を基本目標とします。

基本目標Ⅰ 男女が自分らしく活躍できる“環境づくり”

基本目標Ⅱ 男女が安心して暮らせる“体制づくり”

基本目標Ⅲ 男女共同参画を推進する“人づくり”

基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の“基盤づくり”

基本目標Ⅰ

男女が自分らしく活躍できる“環境づくり”

働くことは、人々の生活の経済的基盤を形成する重要なものであるとともに、得られる達成感、自己実現という観点からも、また、安心して子どもを産み育て家族としての責任を果たすことのできる社会を形成するうえでも大切なものです。

しかし、妊娠出産、育児や介護により離職する女性は、少なくない状況です。一方で、仕事中心の生活により、家事、子育てやその他の活動に参加する時間的、精神的に余裕のない生活環境にいるのが現実です。妊娠出産や子育て、介護などを理由に離職しなくてもよい就業や子育ての環境を整備するとともに、長時間労働の削減や柔軟な働き方を推進することも重要です。また、育児を終えて再び就職する人が、チャレンジできるように支援を充実させる必要があります。

個人のライフスタイルが多様化している現代において、仕事と家庭生活、地域活動などを両立していくためには、ワーク・ライフ・バランスの重要性について、理解を深めていくことも大切です。

同時に、女性の社会進出を促進し、女性の視点に立った魅力的な就労環境を整備するとともに、役割を担っている女性を適切に評価し、対等に参画していくための環境づくりも重要となります。

このようなことから、誰もが参画しやすい環境づくりとともに、積極的に参画できる人材の育成に努め、男女共同参画を促進します。

施策の方向性

- 1 女性がいきいきと働ける就業環境の充実
- 2 家庭生活と職業生活の両立
- 3 地域生活への男女の積極的参加

基本目標Ⅱ

男女が安心して暮らせる“体制づくり”

自分らしく自立した豊かな生き方を実現するためには、心身を健康に保つ必要があります。健康に対する課題は、性差や年齢によって異なることから、的確な健康支援と理解の促進が欠かせません。

女性の心身の状態は、ライフサイクルに応じて大きく変化するという特性があります。女性が生涯にわたり、身体的、精神的、社会的に良好な状態を享受するためにも、社会全体が「性と生殖に関する健康と権利」について理解するとともに、女性自らが妊娠出産などを自己決定できるように互いの気持ちを尊重し合いながら、認識を深めることも大切です。

近年、社会情勢による外出自粛や在宅勤務などといった状況下において、ドメスティック・バイオレンス(DV)などの被害が増えるとともに、その被害が見えにくくなるなど深刻化しています。

配偶者やパートナー、恋人などによるDVは重大な人権侵害であり、男女を問わず決して許されるものではありません。また、子どもへの虐待からDVが明らかになることやその逆のケースも多く、双方の事象には深い関係があります。家庭、職場、学校、地域などのあらゆる分野において被害を防止する取組みとともに、各種ハラスメントやDVは人権侵害であることを周知していくことが重要です。

施策の方向性

- 1 健康支援に関する支援の啓発
- 2 暴力の根絶
- 3 支援を必要とする人が安心して暮らせる環境整備

基本目標Ⅲ

男女共同参画を推進する“人づくり”

人権の尊重は、男女共同参画社会の形成においてその根幹となるものです。年齢や性別、性自認・性的指向、国籍などに関わらず一人の人間として互いの人権を尊重することが大切です。

しかし、さまざまな場における固定的な性別役割分担意識や地域社会における根強い慣習・慣行、無意識の思い込みには、人権が尊重されているとは言えない状況が依然としてみうけられます。

町民一人ひとりが、男女共同参画社会の形成を取組むべき課題として捉え、身近なところからその実現に向けて、男女共同参画に対する正しい理解をはじめ、男女共同参画の視点に立った意識や慣行を見直すことができるよう、啓発、広報活動を推進していきます。

また、男女共同参画社会を実現し、年齢や性別、性自認・性的指向、国籍などに関わらず人権が尊重され、社会のあらゆる分野に参画することにより、より住みよい社会を築くことができます。

そのために、誰もが生まれながらに持っている人権の尊重、ジェンダー平等を推進する教育・学習環境の充実を図ります。

施策の方向性

- 1 学校教育における男女平等教育の推進
- 2 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実
- 3 多様な分野に参画し、責任を担うことのできる人材の育成

基本目標Ⅳ

男女共同参画社会の“基盤づくり”

広野町が大きな被害を受けた東日本大震災をはじめ、近年、全国的に様々な自然災害が発生しています。災害時の避難や防災対策においても男性だけでなく、女性の視点を意識した備えが重要となります。

性別に関係なく一人ひとりが防災をはじめ、地域の活動において貴重な担い手であることを認識し、女性もリーダーとして活躍することを推進していく必要があります。

また、男女共同参画の実現には、男女が対等な社会の構成員として、公共政策や各種団体等での方針の立案・決定に共に関わる機会が確保されることが重要です。

女性の考えや意見が政策や方針決定などの意思決定過程に十分に反映されるように、能力の活用や職域拡大を図りながら適任者を管理職に登用したり、行政の審議会等での選任方法を見直すなど、各種取り組みを検討する必要があります。

また地域活動においても男女問わず一緒に参加し、女性が発言しやすくなるような仕組みづくりに取り組んでいくことが大切です。

性別にかかわらず一人の人間としてその能力と個性を十分に発揮し、真の男女共同参画社会を築いていくためには、従来の慣習や社会通念にとらわれることなく人権が尊重され、個人の選択の幅を広げる男女共同参画の考え方の醸成を図ります。

施策の方向性

- 1 男女共同参画の視点に立った防災対策
- 2 意思決定過程における男女共同参画の拡大
- 3 人権・個性の尊重と制度・慣習の見直しの促進

3 計画の体系

町の将来像、計画の基本理念の実現に向けて、展開する施策の体系は以下の通りとなります。

将来像	子どもの歓声とともに新たな時代を拓くまち 広野
-----	-------------------------

基本理念	男女が互いに尊重し合い、ともに新たな時代を拓くまち
------	---------------------------

基本目標 I	基本施策
男女が自分らしく 活躍できる “環境づくり”	1 女性がいきいきと働ける就業環境の充実 重点
	2 家庭生活と職業生活の両立 重点
	3 地域生活への男女の積極的参加

基本目標 II	基本施策
男女が安心して 暮らせる “体制づくり”	1 健康支援に関する支援の啓発
	2 暴力の根絶
	3 支援を必要とする人が安心して暮らせる環境整備

基本目標 III	基本施策
男女共同参画を 推進する “人づくり”	1 学校教育における男女平等教育の推進
	2 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実 重点
	3 多様な分野に参画し、責任を担うことのできる人材の育成

基本目標 IV	基本施策
男女共同参画 社会の “基盤づくり”	1 男女共同参画の視点に立った防災対策 重点
	2 意思決定過程における男女共同参画の拡大
	3 人権・個性の尊重と制度・慣習の見直しの促進

4 第3次プランにおける重点施策

重点施策1 女性がいきいきと働ける就業環境の充実



第2次プラン策定時と同様に、男女共同参画社会の形成のために特に重要なこととして、「職場での男女の均等な取扱いを確保し、労働条件を整える」が最も多く挙げられていることから重点施策として取り組みます。

重点施策2 家庭生活と職業生活の両立



第2次プラン策定時と同様に、男女共同参画社会の形成のために特に重要なこととして、「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」「保育の施設・サービス、高齢者や病人の介護施設・サービスを充実する」が多く挙げられていることから重点施策として取り組みます。

重点施策3 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実



自身の子どもにどの程度の教育を受けさせたいかについて、「大学」「大学院」と答えた割合は、男の子どもに比べ女の子どもは13%も低くなっています。男女による教育機会の差の解消を図ること、また人権尊重と男女平等の意識向上のため、様々な教育機会の充実を図ることも重要であることから、重点施策として取り組みます。

重点施策4 男女共同参画の視点に立った防災対策



近年、全国的に大規模災害が多く発生しており、避難所や防災の取り組みを進めるにあたり男女、多様な背景を持つ人々のニーズを把握した避難所運営、防災対策が重要あることから、重点施策として取り組みます。

第3章

施策の内容

基本目標Ⅰ 男女が自分らしく活躍できる“環境づくり”

1 女性がいきいきと働ける就業環境の充実

現状と課題

性別に関係なく、働きたい人がその能力を十分に発揮できる環境づくりは、個人の自己実現はもちろん、少子高齢化による労働力の確保や地域経済活動の観点からも重要です。

アンケート調査では、男女共同参画社会の形成のために特に重要なこととして、「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」や「職場での男女の均等な取扱いを確保し、労働条件を整える」、「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」などの回答が多くなっています。

子育てや介護などによる退職など、キャリア形成が中断されるような働き方は、パートタイム労働等の非正規雇用の多くを女性が占めることをはじめ、昇進機会の減少や雇用、労働条件、昇進、賃金等に男女の格差が生じる一因となっています。

女性に対する偏見や身分・賃金などの待遇における差別の是正、セクシュアル・ハラスメントの防止、ポジティブ・アクション※について啓発を行うとともに、女性がより幅広い職種に進出できるように、適切な職業能力開発の機会を提供していくことが必要です。

さらに、農家をはじめ、商工自営業においては、仕事と生活の区別がしにくく、特に女性は家事や育児など二重の負担を背負っており、日頃果たしている役割も適正に評価されにくい状況にあることから、女性の貢献に対する適正な評価、固定的な性別役割分担意識の是正、女性に対する過重な負担の軽減を図る必要があります。

ポジティブアクションとは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することを言います。アファーマティブ・アクション（affirmative action）と呼ばれることもあります。

◆今後の取組み◆

事業名	事業内容	担当課
男女の雇用機会の均等化の促進	○パンフレットを関係窓口に配置し、男女雇用機会均等法、労働関係法令やパートタイム労働指針等の周知啓発を図ります。	産業振興課
ポジティブ・アクション(積極的改善措置)の促進	○ポジティブ・アクションに関する情報の収集と提供に努めます。 ○ポジティブ・アクションの理解と実施の機運を高めるため、実際に女性の活躍やワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業の紹介等を行います。 ○女性労働者が就業を継続し、能力を発揮して経歴や実績が向上できるよう、企業に対する働きかけに努めます。	産業振興課
再就職を含めた就業支援	○近隣のハローワークや「ふくしま生活・就職応援センター広野事務所」等の関係機関と連携し、就業に関する情報提供と相談を通じ、職業生活の充実を図ります。 ○結婚や出産・育児等を理由に一旦仕事を辞め、再就職を希望する女性に対し、情報の提供や関係機関の紹介等を行います。 ○職業訓練校における訓練科目や就職の実績などについて紹介し、職業能力開発の取り組みを促します。	産業振興課
家族従業者への支援	○農家や自営業等の家族従業者について、家族経営協定の締結、女性の労働の適正評価、労働報酬に合わせた自分名義の口座開設などの関連事例について、広報やイベント開催時等に周知を図ります。	産業振興課
多様な働き方の普及促進	○在宅勤務、SOHO、テレワーク等、新たな就業形態等について社会的理解を深めるため、普及促進に向けた情報提供に努めます。 ○コミュニティビジネスを含めた女性の起業活動の支援を図るため、国や県が実施する助成制度や融資制度、企業相談会やセミナー等の情報提供に努めます。	産業振興課

町民や事業者のみなさんに期待すること



- 性別に関わりなく、適性に応じて、その能力と意欲を生かせるような職場環境づくりを労働者や雇用主が協力して整備していきましょう。
- 家族経営や自営業者に従事する女性がその働きを正に評価される環境を作っていきましょう。

2 家庭生活と職業生活の両立

現状と課題

家庭生活と職業生活の両立とは、「仕事」と「仕事」と、子育てや家庭生活、地域活動などの「仕事以外の生活」との調和がとれている状態を指します。ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が保たれた社会の実現は、女性だけでなく男性にとっても暮らしやすい社会につながるものであり、女性の活躍推進に加え、人々が多様な働き方・生き方を選択できるようにしていく上でも重要です。

アンケート調査では、家庭における家事の分担については、「掃除」「洗濯」「食事のしたく」は約7割の家庭で、主に妻が担っているという状況です。

また、女性が出産後も離職せず同じ職場で働き続けるために必要なこととして、「保育所や学童クラブなどの子どもを預けられる環境の整備」、「男性の家事参加への理解・意識改革」との回答が多くなっており、具体的な内容としては「保育所の保育時間の拡充」を求める声が多くなっています。

男性の育児休業の取得に対する理解は進んでいるものの、制度の不備や前例がないといった理由から、実際に取得した人は少ないのが現状です。負担が大きくなりがちな女性の負担を軽減するため、男性もともに子育てや介護に積極的に関わっていくことが求められています。

共働きが増えている近年においても、依然として家事をはじめ子育て、介護の多くを女性が担っているのが現状です。仕事と子育てや介護などの二者択一を迫られることなく働き続けることができるよう、働き方や生き方に関するこれまでの考え方を見直すとともに、子育て支援策や高齢者支援などの充実を図り、多様な働き方の選択を可能とするワーク・ライフ・バランスの実現が求められています。

◆今後の取組み◆

事業名	事業内容	担当課
子育て家庭への支援	○育児休業制度の普及に努めます。 ○多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。 ○家庭における生活の安定に寄与するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上を目的とし、児童を養育している方に手当を支給します。 ▼関連する主な事業 ●認定こども園の整備 ●延長保育 ●土曜日保育 ●一時預かり ●0歳児保育 ●障がい児保育 ●放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) ●放課後子ども総合プラン ●児童手当の支給	こども家庭課
子育て支援体制の整備	○子育ての不安や孤立感の解消を図るため、情報提供、相談支援、交流機会の充実に努め、地域の子育て家庭全体への支援体制の整備を図ります。 ▼関連する主な事業 ●げんキッズ(子ども同士で遊ぶ、保護者同士の情報交換、保健師による育児相談【未就学児対象】) ●なかよしランド(保健センターの健康増進ホールを親子の遊びの場として開放【未就学児対象】)	こども家庭課
介護家庭への支援	○介護休業制度の普及に努めます。 ○介護保険サービスの提供基盤の整備を促進します。 ○要介護状態にならないための介護予防や自立した生活の支援を行う施策の充実を図ります。 ▼関連する主な事業 ●介護保険サービス ●介護予防・日常生活支援総合事業 ●包括的支援事業 ●地域包括支援センター	こども家庭課

町民や事業者のみなさんに期待すること



- 男性は、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を意識し、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、家庭生活や地域活動等へ積極的に参画していきましょう。
- 事業者は、仕事と家庭の両立を支える環境整備や職場風土づくりのための取り組みに努めましょう。
- 仕事と育児・介護その他の活動とのバランスを取りやすくするため、労働時間の短縮や男女とも育児・介護休業を利用しやすい職場環境づくりを促進するとともに、関係法令を遵守しましょう。

3 地域生活への男女の積極的参加

現状と課題

地域社会は、家庭とともに最も身近な暮らしの場として非常に重要な役割を担っており、住民の日々の生活に密接し、意識や考え方に大きな影響を与えています。都市化の進展や個人、世代間の価値観の多様化を背景に、地域での人のつながりが希薄化する中で、地域力を高めるためには、さまざまな分野において一人ひとりが持っている知識や経験、能力を十分に発揮でき、固定的な性別役割分担意識や捉われることなく、男女がともに協力して参画することが必要となります。

アンケート調査では、地域活動への参加について、男女ともに「グループ活動（趣味サークル、スポーツ、生涯学習等）が最も多く、「特に参加しているものはない」が男性46.6%、女性55.9%となっています。

広野町においては、三世代同居の解消、高齢者世帯の増加、老々介護、子育ての孤立化などの問題が懸念され、地域における高齢者の見守りや子育て支援などについて、地域に期待される役割は大きくなってきていますが地域のつながりが希薄化し、身近な地域における交流の機会が少なくなってきています。

地域の課題の解決や相互扶助体制の再生に向け、まちづくりに取り組む女性団体やボランティア団体等の地域活動団体、各種グループ・サークルなどの自主的な活動の再開に向けた支援が必要です。町民の自治意識の向上を促すとともに、行政区をはじめとする地域コミュニティにおいて、多様な世代・立場・状況の人たちの参画と、相互の交流や情報交換、ネットワークづくりを促進していくことが必要です。

◆今後の取り組み◆

事業名	事業内容	担当課
世代を超えた交流活動・地域活動の促進	○子どもからお年寄りまで、気軽に交流できる場と機会の創出に努めます。 ○学校、幼稚園、保育所、児童館等において、地域の人達や高齢者等と生活技術などの交流事業を実施し、子どもの健全な育成を図ります。 ○まちづくり活動に取り組む町民に対し、交流の場の創出等、活動を支援します。	健康福祉課 こども家庭課 産業振興課 町社会福祉協議会 総務課 復興企画課
女性団体活動に対する支援	○まちづくりのために活動している様々な女性団体の活動を支援し、相互の連携を図ります。	復興企画課
ネットワークづくりの推進	○町民相互の交流、情報の交換等、ネットワークの仕組みづくりを進めます。 ○地域での支え合いを循環させていくため、「少しの役に立てること」「少し助けてほしいこと」などのネットワーク情報を提供、発信できる仕組みづくりを検討します。	復興企画課 総務課 健康福祉課 こども家庭課 町社会福祉協議会
行政区活動における女性参画の促進	○地域社会の基礎的な単位である行政区(自治会)活動に、女性の積極的な参加を促すとともに、女性区長(自治会長)の登用を推進します。	総務課
女性の視点を取り入れた防犯活動の推進	○地域住民の安全・安心に対する意識の高揚を図るために防犯キャンペーンを推進するとともに、防犯パトロールに女性の視点を取り入れながら実施します。	環境防災課

町民や事業者のみなさんに期待すること



- 自治会やPTA、職場等、意思決定の場に積極的に参画しましょう。
- 一人ひとりが身近なところからできることに取り組み、地域活動の輪を広げましょう。
- 隣近所、同世代など、仲間同士で行う健康づくりや趣味活動に積極的に取り組みましょう。

基本目標Ⅱ 男女が安心して暮らせる“体制づくり”

1 健康支援に関する支援の啓発

現状と課題

男女が互いの身体的性差を十分に理解し、互いに尊重し合い生涯にわたって健康で自分らしい生活を送ることは、男女共同参画社会の実現に向けて基本となるものです。

女性は、妊娠・出産を通じて心身ともに大きな変化があり、女性の健康支援にとっても大きな節目となります。近年では、婚姻・出産年齢が上昇するとともに、女性のライフスタイルも多様化しており、出産に伴うリスクが大きくなることが懸念されることから、安心して子どもを産むことができるよう環境を整備することが大切です。

アンケート調査では、男女が生涯にわたり心身ともに健康であるために大切なことは、「心身にわたる様々な悩みに対応する相談体制の整備」、「思春期、青年期、更年期、老年期にあわせた健康づくりの推進」、「学校における人権尊重及び健康の視点に立った性教育の実施」などの回答が多くありました。

思春期、青年期、更年期、老年期といったライフステージに応じた健康づくりを推進していますが、今後も、町民の生活習慣の改善や健康づくりを支援するための健康教育・相談体制、健康診査実施体制の充実はもとより、生涯を通じた女性の健康支援として、安全・安心に出産できる環境整備や、女性特有のこころやからだの悩み、更年期・不妊の悩みについても気軽に相談できる体制を充実させることが必要です。

◆今後の取組み◆

事業名	事業内容	担当課
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※に関する啓発と支援	○思春期教育など、人権としての性について、情報や学習機会の提供、そして相談や指導者研修の充実に努めます。 ○妊娠、出産、避妊、中絶に関する相談や情報提供を充実します。	こども家庭課 教育委員会
性教育の推進	○性についての理解を深めるため、学校保健と家庭が連携しながら教育の充実に努めます。	教育委員会
生涯を通じた女性の健康支援	○生活習慣病の予防や更年期障害の改善など、成人期、高齢期等における女性の健康づくりを支援します。 ○健康に関する相談や情報提供を充実します。 ○生涯を通じた女性の健康についての調査、研究に努めます。 ▼関連する主な事業 ●特定健康診査 ●高齢者健康診査 ●骨粗しょう症検診 ●各種がん検診 ●肝炎ウイルス検査 ●特定保健指導	健康福祉課 こども家庭課
母性健康管理対策の推進	○妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供に努めます。 ○妊婦健康診査や子育て教室での出産・子育てに関する相談事業を充実します。 ○男女雇用機会均等法の母性健康管理の措置、労働基準法の母性保護規定についての周知を図るため、パンフレット等を配布・配置します。 ○働く妊産婦への学習機会を提供するとともに、職場での健康管理に関する相談支援を充実します。 ▼関連する主な事業 ●母子保健手帳の交付 ●妊婦健康診査 ●妊産婦健康相談 ●妊産婦訪問指導 ●乳児家庭全戸訪問事業(新生児訪問指導)	こども家庭課 産業振興課

町民や事業者のみなさんに期待すること



- 男女ともに、生涯を通じて主体的に健康づくりに取り組みましょう。
- リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)について、理解を深めましょう。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権の一つとして認識されています。その中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。また、これらに関して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

2 暴力の根絶

現状と課題

相手の人権を侵害し、恐怖と不安を与える性犯罪・性暴力、DVなどの暴力は、いかなる場合においても許される行為ではありません。こうした暴力は、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど心への影響も大きく、被害者のその後の人生に大きな支障をきたす深刻な問題です。そして、DVなどの暴力の被害者の多くは女性であり、その背景には男性優位の社会構造や偏見・思い込みが大きく影響しています。

性犯罪・売買春・人身取引などの暴力や交際相手などからの直接的な暴力だけでなく、インターネットやSNSなどのコミュニケーションツールの発展・普及により、女性や子どもを性的あるいは暴力行為の対象として捉えた表現が氾濫し、それらが他人の目が届かないところで行われているという問題があります。また、女性への暴力行為が、子どもへの暴力に連鎖していくことも懸念されます。

アンケート調査では、女性の10.8%が配偶者（元配偶者も含む）や恋人から暴力を受けたことがあると回答しています。

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず決して許されるものではありませんが、暴力の現状や社会構造の実態を踏まえ、女性に対する暴力を防ぐように、町民の意識の啓発、相談窓口の存在をさらに周知することで、暴力被害の潜在化を防ぐとともに、被害者が安心して相談できるよう、相談員の資質向上等、さらなる支援体制の充実が必要です。

◆今後の取組み◆

事業名	事業内容	担当課
ドメスティック・バイオレンスの予防	○ドメスティック・バイオレンス(DV)を予防していくため、町民のドメスティック・バイオレンス(DV)に対する意識を啓発するとともに、専門相談員等の配置を検討します。 ○被害者の安全を確保できるように速やかに対応するとともに、関係機関と連携しながら心のケアに取り組めます。	健康福祉課
暴力の被害者支援と再発防止対策	○被害女性に対して職員が適切な対応を行えるように、職員研修を行うなど相談体制の充実を図り、被害の相談や届け出がしやすい環境づくりに努めます。 ○被害者の状況に応じた適切な保護のあり方について、関係機関と連携し検討を進めます。 ○被害者の身の安全を図るため、シェルター(緊急一時避難施設)等を運営する民間団体の育成、支援、連携のあり方等について、県や近隣市町、関係機関等との連携を図りながら検討します。 ○被害者の自立に向けたカウンセリング等、支援体制及び相談体制を整備します。 ○女性の被害者支援を総合的、効果的に進めるため、関係機関や民間団体等とのきめ細かい連携体制を確立・強化し、具体的解決を図ります。	健康福祉課
セクシュアル・ハラスメントの防止対策の推進	○パンフレットを企業へ配布するとともに、関係窓口にも配置して、事業主と労働者の理解を促します。 ○関係機関と連携して、相談に関する情報提供を行います。	産業振興課
性犯罪等への対策の推進	○ストーカー行為や性犯罪行為などに対して厳正に対処するため、警察の協力のもと、対策の強化に努めます。	環境防災課 健康福祉課 こども家庭課

町民や事業者のみなさんに期待すること



- 女性に対する暴力は、個人の問題ではなく社会問題であるという意識を持ちましょう。
- 家庭、地域、職場、学校など、あらゆる場で女性に対する人権侵害を許さない環境を作っていきましょう。
- 被害を受けた場合には、一人で悩まず専門の相談機関へ相談しましょう。
- 隣近所でDVなどの異変に気づいたら、速やかに関係機関へ連絡しましょう。

3 支援を必要とする人が安心して暮らせる環境整備

現状と課題

ひとり親世帯やひとり暮らし高齢者、障がい者など、地域の中には様々な困難を抱える人暮らしています。支援を必要とする世帯には複合的な問題がある場合も多く、多面的に支援する必要があります。男女共同参画の視点に立ち、さまざまな困難を抱える人々が安心して暮らせるよう、切れ目のない、きめ細かな支援が求められています。

女性は結婚や出産、育児などライフイベントにより生活スタイルが変わることでの影響を受けやすく、また、家計補助的な非正規雇用を特徴とする働き方や離婚などにより、生活上の困難に陥ることも少なくありません。長期的な展望に立って安心して暮らせるよう支援することが必要です。

特に、高齢単身女性世帯や母子世帯などのひとり親世帯は、貧困など生活上の困難に直面することが多いため、貧困などを防止するための取組が必要です。さらに、貧困などの次世代への連鎖を断ち切るため、個人のさまざまな状況に応じた支援が必要です。

困難に直面してもコミュニティ内で相談できる人が少なくなっていることから、孤立化を防ぐことが急務です。ひとつの相談窓口で解決することが難しい場合など、関係機関での情報共有や意見交換が的確に行われるよう、連携協力体制の強化も必要です。

また、男女共同参画の視点に立ち、日本で働き生活する外国人の方が異文化の中で、言葉や価値観の違い、地域における孤立等の困難を抱えるケースも少なくないことから、安心して生活できるよう様々な配慮が求められます。

◆今後の取組み◆

事業名	事業内容	担当課
高齢者や障がい者の生活支援	○高齢者や障がい者が地域の中で安心して暮らせるよう、相談対応、必要な支援やサービスの充実に努めます。 ▼関連する主な事業 ●介護保険サービス ●介護予防・日常生活支援総合事業 ●障害福祉サービス ●地域生活支援事業	健康福祉課
ひとり親家庭に対する支援	○多様な形態の家族が経済的・社会的自立し、安定した生活を送ることができるよう、情報提供や相談支援のほか、資格取得のための支援等を行います。 ○経済的負担の軽減を図るため、手当の支給や就学の援助等を行います。 ▼関連する主な事業 ●母子寡婦福祉会への支援 ●母子自立支援員による相談支援 ●子育て短期支援事業 ●母子家庭高等技能訓練促進費交付事業 ●児童扶養手当の支給 ●医療福祉費の支給 ●母子寡婦福祉資金の貸付	こども家庭課
地域が支え合う高齢者、障がい者等への支援と配慮	○地域住民がボランティア活動に参加しやすくなるような体制づくりに努めます。 ○高齢者や障がい者等を含め、すべての地域住民が社会活動や地域活動に参加できるよう、開催方式や実施内容及び体制等について工夫・検討していきます。 ○高齢者や障がい者等にやさしい環境を提供するため、ユニバーサル・デザインの普及を推進します。	健康福祉課 こども家庭課 復興企画課 総務課 建設課 町社会福祉協議会
在住外国人に向けた情報の提供	○町内に住む外国人の方が、ともにあらゆる場へ参画できるよう、情報提供の充実に努めます。	総務課 町民税務課

町民や事業者のみなさんに期待すること



- 日頃から地域の中であいさつや声がけを行い、見守り活動などにも協力しましょう。
- 必要なサービス利用に結びついていない人がいたら役場へ連絡するなど、できる範囲で支援をしましょう。
- 身近に生活に困っている人がいたら、相談窓口などの利用を呼びかけましょう。
- 身近に生活する外国籍住民等の人権と母国の文化を尊重しながら、地域の一員として参画できる環境をつくっていきましょう。

基本目標Ⅲ 男女共同参画を推進する“人づくり”

1 学校教育における男女平等教育の推進

現状と課題

男女の人権が尊重され、真の男女平等を実現するには、幼少期からの教育が果たす役割は大きい。学校では、人権の尊重を基本とする男女平等・男女共同参画の視点に立った教育を推進していくことが求められます。私たちの意識や価値観は幼い頃から家庭や学校、地域社会などの影響を受けて形成されていくことから、容易には変えがたいものとなります。

アンケート調査では、子どもたちに対し、人権や男女平等の意識を育む教育として必要なことは、「進路指導や職業教育について、男女の区別なく個人の希望と能力を重視する」、「特別活動やクラブ活動等の役割分担について、男女の区別なく個人の希望と能力を重視する」、「学校において、人権や男女平等に関する授業を行う」などの回答が多くなっています。

また、学校・教育の場における男女平等の実現程度については、「平等である」は男性が53.4%、女性が46.1%となっており、男女での差異があります。

性差別のない、個人が尊重される社会を築くには、子どもの頃から、固定的な性別役割分担意識にとらわれない生き方が実現されるように、学校における慣習や環境が一層平等なものとなるように努めていく必要があります。また、こうした学校での取り組みを進めていく上で、指導にあたる教職員に対して男女共同参画についての認識を高めていくことも大切です。

◆今後の取り組み◆

事業名	事業内容	担当課
ジェンダーにとらわれない男女平等教育の推進	○学校のあらゆる場面において、ジェンダー・フリー※の考えが活かされ学び取れるような教育を推進します。 ○男女混合名簿の採用等を推進して、男女互いの人権を尊重します。 ○男女平等の視点に立った進路指導や生活指導を実現します。 ○性的マイノリティ(LGBT)への理解促進を推進します。	教育委員会
教職員の研修機会の充実と人材の登用	○教職員の男女共同参画に対する正しい知識や意欲の高揚を図るため、人権教育担当者の研修会に積極的に参加し、啓発に努めます。	教育委員会
人権教育と性教育の充実	○人の命の大切さについて指導するとともに、「いじめ」の根絶に向けて取り組みます。 ○人の誕生や成長、性について理解を深めるため、担任や養護教諭と連携し、性教育の指導等の充実と徹底を図ります。 ○思春期教育など、人権としての性について、情報や学習機会の提供、そして相談や指導者研修の充実に努めます。 ○人権を軽視する表現や考え方などの影響を受けやすい若年層に向け、人権尊重のための教育・学習を充実します。	教育委員会 町民税務課

町民や事業者のみなさんに期待すること



- 学校行事やPTA活動等に積極的に参画し、男女共同参画社会の形成に向けた教育の推進に協力しましょう。
- 家庭での家事などを男女分担して行なうなど、男女平等な視点を持って生活しましょう。

ジェンダーフリーとは

性別にしばられることなく、自分らしさや個性を伸ばすことをジェンダー・フリーといい、学校教育の場等で使われています。

2 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

現状と課題

幼少期における保護者の言動や考え方などが子どもに与える影響は大きく、親から子どもへ無意識のうちに受け継がれていく場合もあります。そのため、学校における教育だけでなく、乳幼児期からの発達段階に応じた人権尊重・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進が重要です。

アンケート調査では、自分に子どもがいると仮定して、女の子とも男の子ともそれぞれにどの程度の教育を受けさせたいか尋ねたところ、「大学」「大学院」と答えた割合は、男の子どもに比べ女の子どもは13%も低くなっています。

学校教育においては、子ども一人ひとりが自らの個性に応じた生き方の選択ができるよう、主体的に進路を選択する能力を身につけ、幅広い分野に進むことができるような指導のあり方が求められており、教え、指導する側の教職員自身が男女共同参画についての認識を高めることも重要です。

社会教育においても、人権尊重と男女平等の意識を高め、女性も男性も生涯を通じて自己実現をめざしていけるように、様々な学習機会の充実に努めることが必要です。このため、女性の経済的自立や男性の生活自立に視点をおくとともに、男女共同参画に関する情報を得る機会の少ない男性や若年層への啓発機会を充実するなど、男女共同参画に関する講座等の学習機会の充実や情報の積極的な提供に努めていくことが重要です。

◆今後の取り組み◆

事業名	事業内容	担当課
家庭における学習機 会の充実	○家庭等における幼少期からの男女平等教育の推進に向け、情報・学習機会の充実に努めます。 ○男女共同参画に関して情報を得る機会の少ない男性、若年層等に対し、男女共同参画に関する情報・学習機会の提供に努めます。 ○男女の家庭生活面の自立及び地域生活への参加を支援する情報・学習機会の充実に努めます。 ○家庭や地域において、生涯にわたり固定的な男女の役割分担意識にとらわれない教育を行うための教材研究や指導者養成等を図ります。	教育委員会 総務課
地域や生涯学習にお ける機会の充実	○生涯学習のあらゆる機会を通じて、男女共同参画促進のための情報の効果的な提供と、情報交換の場の確保に努めます。 ○パソコン教室の開催等を検討し、町民が参画しやすい環境づくりに努め、インターネットなど情報の収集・分析能力の育成を図ります。 ○地域の男女共同参画を促進するための人材育成に努めます。 ○女性が社会のあらゆる分野で活動するための学習機会の充実に努めます。	教育委員会

町民や事業者のみなさんに期待すること



- 子どもたちを育てる上で、性別にとらわれずに個性と能力を伸ばす視点、男女ともにバランス良く家事に参画する視点、男女ともに経済的に自立する視点を持ちましょう。
- 家庭での家事などを男女分担して行なうなど、男女平等な視点を持って生活しましょう。

3 多様な分野に参画し、責任を担うことのできる人材の育成

現状と課題

「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的な性別役割分担意識に基づく慣習や行動が、男女間の格差や不平等を生み出し、女性の社会進出を妨げています。また、それは同時に、男性にとっても多様な領域への社会参加を妨げることとなっています。

アンケートにおいて、政治・経済・地域などの各分野で、女性の参加が進み、女性のリーダーが増えるとどのような影響があると思うかは、「女性の声が反映されやすくなる」、「男女問わず優秀な人材が活躍できるようになる」、「多様な視点が加わることにより、新たな価値や商品・サービスが創造される」、「男女問わず仕事と家庭の両方を優先しやすい社会になる」との回答が多くなっています。

行政や地域活動、職場等での意思決定過程における女性の参画が十分に進んでいない背景には、このような性別役割分担意識や男女に対する期待の差が社会的役割に結びついていることや経済的な力の差があることなどが考えられます。

政治や経済・社会・文化などあらゆる分野において女性が参画し、責任を担えるようにしていくには、女性の採用・登用の促進等を図るとともに、女性自身も意識を高め、主体的に各種課題に取り組み、解決を図っていけるような能力を開発していくことが大切です。

広野町では、情報提供や女性活動団体の支援などを通じて女性のエンパワーメント※の促進を図ってきましたが、さらに女性の活躍の場が広がるように、あらゆる場面を通じた教育・学習の充実、女性団体や学習グループへの支援、また、様々な分野で活躍する女性の相互交流の活性化等により、女性人材の育成に努めていく必要があります。

エンパワーメントとは

「権限を委ねながら、一人ひとりの能力を引き出すこと」と定義されますが、学習等によって自らの状況にめざめ、獲得した意識や想いを原動力として、主体的に自らの現状変革にのぞむことをエンパワーメントといいます。女性のエンパワーメントは「力をつけること」を意味しています。

◆今後の取組み◆

事業名	事業内容	担当課
エンパワーメントの推進	○女性の地位向上や女性問題解決のための活動を行っているグループや団体等を支援します。 ○様々な分野で活躍している女性等の相互交流によるネットワーク構築を支援します。 ○県等が主催する自己啓発のためのセミナーや研修会を紹介しします。 ○女性団体や学習グループの発表の場・活躍の場を確保し、その活動を支援します。	教育委員会 総務課
女性人材の育成	○様々な分野において女性リーダーが確保・育成されるよう支援します。 ○地域における男女共同参画のための学習指導者の育成に努めます。 ○県男女共生センターへの派遣や県研修会の派遣等により、女性人材の育成を図ります。	総務課 教育委員会
団体活動の活性化	○女性団体や学習グループの発表の場や活躍の場を確保し、その活動を支援します。 ○様々な分野における地域リーダーの確保・育成に努め、男女共同による地域活動、団体活動の活性化を図ります。	教育委員会 全課

町民や事業者のみなさんに期待すること



- 研修や講座等の学習機会を捉え、積極的に参加するようにしましょう。
- 女性が学習機会を得られるよう、職場等においてはできる限り配慮しましょう。

基本目標Ⅳ 男女共同参画の“基盤づくり”

1 男女共同参画の視点に立った防災対策

現状と課題

東日本大震災をはじめ、全国各地で地震や豪雨による冠水、土砂災害などの被害が多発しており、平時から防災対策や災害時の対応を定めておく必要がありますが、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分配慮する必要があります。

国においては、防災対策や災害対応について男女共同参画の視点を取り入れることの重要性が認識されています。令和2年5月には、内閣府で「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」が策定され、「女性は防災・復興の「主体的な担い手」である」、「男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置づける」などの方針が示されており、男女共同参画の視点から、事前の備え、避難所運営、被災者支援などを実施し、地域の防災力を向上させるため、これまで男性を中心として考えられていた防災や復旧・復興などの全ての局面における意思決定過程に女性の参画を促進し、女性や要支援者に配慮した防災体制を確立する必要があります。

アンケート調査結果を見ると、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興対策は、「女性や乳幼児、介護が必要な人、障がい者などに配慮したトイレや更衣室、授乳室などの避難所機能を確保しておく」、「妊婦や乳幼児、高齢者、障がい者や病を抱える人たちのニーズを的確に把握し、避難所などでの支援マニュアルを作成する」、「避難所運営の際に男女両方のリーダーを配置する」、「性別や立場によって異なる災害時の備えに関する知識を普及する」、「町の防災会議、災害対策本部、防災担当に女性の委員・職員を増やす」と続いています。

地域の安全・安心という見地からは、東日本大震災や熊本地震の教訓を活かし、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災・災害復興対策を行うとともに、性別に配慮した対応にとどまらず、さまざまな立場の人に配慮した防災意識の向上を図る必要があります。

◆今後の取組み◆

事業名	事業内容	担当課
防災分野における女性の参画促進	○地域防災計画や避難所運営マニュアル等の企画・立案における女性の参画を促進し、女性の視点を取り入れながら様々な立場の人のニーズへの配慮を図ります。 ○避難所における女性エリアの設置など、緊急時でもプライバシーの確保や衛生水準が向上するよう、女性に対する配慮の啓発と仕組みづくりに取り組みます。 ○防災・復興に係る意思決定の場に女性が参画し、リーダーとして活躍することを推進します。	環境防災課
地域防災活動への女性の参加の促進	○地域の女性の参画を得ながら、防災訓練、防災・防火に対するPR活動などを実施します。 ○防災や災害の様々な場面に女性の参加を促進するため、女性消防団員(婦人消防隊員)の確保と活動支援に努めます。 ○各種対応マニュアルの策定等の企画・立案において、女性の参画を促進することで、さまざまな立場の人のニーズに配慮するよう努めます。	環境防災課
復興と地方創生における女性の参画促進	○地域における女性の活躍は、地域経済が活性化され、多様な就業の機会の創出や地域社会全体に活力をもたらすことから、復興と地方創生に向け、女性の活躍の促進を図ります。	復興企画課 産業振興課 総務課

町民や事業者のみなさんに期待すること



- 防災、復興、地域づくりなどの分野に、女性が率先して参画していきましょう。
- 復興の過程において、地域における男女双方の生活者の多様な意見が反映されるよう努めましょう。
- 女性の視点や多様な発想を生かし、地域の暮らしの改善や身近な生活課題の解消につながる取り組みを実践していきましょう。
- 災害発生時には、隣近所の助け合いが重要になるため、日頃から声をかけ合える関係づくりに努めましょう。

2 意志決定過程における男女共同参画の拡大

現状と課題

男女共同参画社会を形成していくためには、男女がともに広く地域や社会の活動に参加していくとともに、政策をはじめ社会のあらゆる意思決定の場に男女が対等な立場で参画し、多様な考え方を尊重し生かしていくことが大切です。しかし、現実にはさまざまな分野で女性の社会進出が進んでいるにもかかわらず、地域や社会の意思決定に関わる場面においては、男性に比べ、女性の参画が十分とは言えない状況が見られます。

アンケート調査結果を見ると、広野町の行政に、女性の意見がどの程度反映されていると思うかは、「十分反映されている」と「ある程度反映されている」を合わせた『反映されている』は13.0%となっています。

また、広野町のまちづくりに女性の参画を促進していくことについては、「積極的に進めるべきだ」が42.0%、次いで「次第にそうなればよい」が38.9%、「現在のままでよい」は1.9%となっています。

女性の考えや意見が政策や方針決定などの意思決定過程に十分に反映されるように女性職員の採用に努め、能力の活用や職域拡大を図りながら適任者を管理職に登用したり、行政の審議会等での選任方法を見直すなど、各種取り組みを検討する必要があります。

また、自治会や区長、PTA会長なども男性がほとんどであるため、地域や各種団体等でも企画の段階から女性、男性を問わず一緒に参加し、女性が発言しやすくなるような仕組みづくりに取り組んでいくことが大切です。

◆今後の取組み◆

事業名	事業内容	担当課
行政情報の提供	○町政への興味や関心を促すため、わかりやすい広報活動や幅広い広聴活動の展開に努めます。 ○インターネットや地域の情報機関など、多様なメディアを活用して行政情報の提供を図ります。 ○実効性のある審議が行えるように、各種審議会にかかわる情報の積極的な提供に努めます。	全 課
委員会、審議会への登用	○女性の意見がまちづくり等に反映できるように、女性の登用率がそれぞれの審議会等において 30%以上となるよう努めます。 ○様々な分野で活躍する人材を把握し、多様な活動への参画を図るなど、活用に努めます。	全 課
企業、団体、地域での参画促進	○県や商工会連合会の開催する研修等を紹介し、女性就労者の能力発揮や向上に向けた支援策を検討します。 ○企業における女性の登用や待遇改善などの参考事例を、町広報誌等を活用して周知を図ります。 ○町内会・自治会等、地域コミュニティ等における意思決定過程への女性の参画が拡大するように要請します。 ○農業協同組合等への女性の正組合員加入が拡大し、そして役員等への参画促進が図れるように、啓発活動や仕組みづくりへの支援に努めます。 ○女性の登用について、各種関係機関・団体・地域等への協力要請と啓発活動を進めます。	産業振興課 復興企画課 総 務 課
研修機会の充実	○町職員を対象とした研修を定期的実施してジェンダーに敏感な視点を養成することにより、職員が率先して男女共同参画社会の形成に向けた施策の策定や事業の推進に取り組むように努めます。	総 務 課

町民や事業者のみなさんに期待すること



- 女性は、行政、職場、地域等のあらゆる方面の活動に率先して参画していきましょう。
- あらゆる分野の意識決定過程において、女性の意見を反映するよう努めましょう。

3 人権・個性の尊重と制度・慣習の見直しの促進

現状と課題

「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的な性別役割分担意識に基づく慣習や行動が、男女間の格差や不平等を生み出し、女性の社会進出を妨げています。また、それは同時に、男性にとっても多様な領域への社会参加を妨げることとなっています。

このような意識は、家庭や学校、職場、社会において慣習化され、慣習を体験することによって、意識の中で固定化され、また無意識に受け継がれています。

男女共同参画社会の実現を図るためには、市民一人ひとりが自分の中にある固定的な性別役割分担意識に気づき、見直すことが重要で、多様性を尊重する男女共同参画社会の理念や固定的な性別役割分担意識を形作る「社会的性別（ジェンダー）の視点」について理解を深める機会を提供し、男女双方の意識改革を促進する必要があります。

アンケート調査結果を見ると、男女平等の実現程度については、「平等である」との回答は、すべての項目で男性が上回っており、女性の不平等感が強いことを示す結果となっています。

さらに、あらゆる分野で平等になるために最も重要と思うこととして、男女いずれも「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」が最も多くを占めています。また、男性が家事や育児などに積極的に参加していくために必要なこととしては、夫婦や家族間のコミュニケーションに加え、男性自身が家事などへの抵抗感をなくすことが多く挙げられています。

性別にかかわらず一人の人間としてその能力と個性を十分に発揮し、真の男女共同参画社会を築いていくためには、従来の慣習や社会通念にとらわれることなく人権が尊重され、個人の選択の幅を広げる男女共同参画の考え方を醸成していくことが重要となります。このため、多様な媒体や団体により、広く啓発・広報活動を推進していくことが必要です。

◆今後の取組み◆

事業名	事業内容	担当課
広報・啓発活動の展開	○男女共同参画に関し、各界各層との連携による広報・啓発を行います。 ○男女共同参画の視点で、多様な媒体・団体による広報・啓発が展開するように努めます。 ○企業等における男女共同参画に関する取り組みが周知されるよう、町広報紙等の活用を図ります。 ○誰もが参画できる男女共同参画に関する研修会や講習会の拡大を検討します。	全 課
社会制度、慣行の見直し	○世代や性別を超えた交流の場を創設することにより、地域における多様な経験を学び合い、地域や家庭に根付いている習慣の見直しに努めます。 ○従来の慣習に縛られることのない新しい生活習慣への改善をめざすための意識改革を図ります。	全 課
家庭における慣習の見直し	○家事に関わる技術を学び、誰もが家事に参加できるよう、各種講座を開催します。 ○社会・文化的な面から見て、性による違いに敏感になるような試みが家庭から行われるよう、家庭からの取り組みを支援します。	教育委員会
自分らしさの尊重	○性や置かれた状況にかかわらず、個性や能力が尊重されるような環境づくりの展開を図ります。 ○人権を考えるための学習会や講演会の開催を拡大するよう努めます。 ○人権に関する意識づくりに必要な情報や資料を関係機関から収集するとともに、あらゆる機会を通じて提供に努めます。	人権擁護委員 町民税務課

町民や事業者のみなさんに期待すること



- 男女の不平等感をもたらすようなしきたりや習慣に気づき、地域のみんなで協力して改善に努めましょう。
- 家庭での家事などを男女分担して行なうなど、男女平等な視点を持って生活しましょう。

展開する施策の成果目標

項 目		第2次プラン 目標値	現状値	第3次プラン 目標値
1	「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛同しない町民の割合 (アンケート調査:「そう思わない」「どちらとも言えない」の割合)	女性:95% 男性:90%	女性:92.1% 男性:91.4%	女性:92.1% 男性:91.4%
2	町の審議会・行政委員会等における女性の登用率	審議会等 30% 行政委員会等 30%	審議会等 % 行政委員会等 %	審議会等 % 行政委員会等 %
3	町役場の管理的地位の女性職員の割合 (係長級以上の職員に占める女性職員の割合)	20%	%	%
4	保育所等利用待機児童数	0人	人	人
5	相談できなかったと回答するDV被害者の割合 (アンケート調査:被害を受けた人の「相談できなかった」割合)	女性:15%	女性:54.5%	女性:15%
6	「学校教育の場」で男女の地位を「平等」と回答する割合 (アンケート調査:「平等である」の割合)	女性:70% 男性:75%	女性:46.1% 男性:53.4%	女性:70% 男性:75%
7	「地域社会」で男女の地位を「平等」と回答する割合 (アンケート調査:「平等である」の割合)		女性:21.2% 男性:38.8%	女性:50% 男性:55%

第4章

計画の推進

第4章 計画の推進

1 推進体制の充実

(1) 庁内推進体制の構築

第3次広野町男女共同参画プランをより効果的に、かつ実効性のあるものとするためには、全庁的に行政課題としての認識を持って取り組む必要があります。

そのため、男女共同参画に関する町職員の研修を実施して意識啓発を図るとともに、全庁的な連携体制を確立し、総合的・効率的な観点からプランを推進していきます。さらに、他市町村との情報交換に積極的に取り組み、広野町における男女共同参画施策の効率化を図ります。

(2) 啓発・広報と調査・研究

男女共同参画の実現のためには、町民一人ひとりの意識改革や自主的な行動が欠かせません。性別にとらわれない男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直しを図るため、その背景にある固定的な性別役割分担意識の解消や男女共同参画社会形成のための広報・啓発を推進します。また、職場、家庭、地域等において形成された社会的・文化的な社会制度や慣行には、男女共同参画社会の実現を阻むものがみられます。こうした私たちを取り巻く社会のあらゆる分野に存在するジェンダーについて把握と改善を図るため、男女共同に関する様々な調査・研究を推進し、課題の把握や成果の共有に努めます。

2 推進体制の充実

(1) 町民・団体・事業者等との連携

本プランを推進する上で、町民一人ひとりが男女共同参画社会の実現を自分自身にかかわることとして主体的に考えていくことが大切です。

このため、多様な手段による情報の収集及び提供を図るとともに、町民や自主的な活動を展開する町民活動団体などと協働で取り組めるように、関係機関や団体とのネットワークの構築に努め、全町をあげた体制でプランを推進します。

(2) 国及び県、近隣市町村等の関係機関との連携

男女共同参画に関する施策については、町単独で行うことが困難な広域的、専門的な事業も多いことから、国及び県、近隣市町村等の関係機関と連携しながら、施策の推進を図ります。

3 プランの進行管理

進捗管理は、「P D C A サイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、「P L A N (計画)」「D O (実行)」「C H E C K (評価)」「A C T I O N (改善)」のサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図っていきます。

第3次広野町男女共同参画プラン

発行年月：令和5年3月

発 行：広野町

編 集：広野町 総務課

〒979-0402

福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替 35

電話 0240-27-2111

FAX 0240-27-4167